

# 官報号外

昭和三十四年三月二十五日

## ○第三十一回衆議院会議録第一二九号

昭和三十四年三月二十五日(水曜日)

午後三時開議

議事日程 第二十七号

昭和三十四年三月二十五日

午後三時開議

第一 消防組織法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 消防法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 外務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四 關稅及び貿易に関する一般協定の新第三表(ブラジルの譲許表)の作成のための交渉に関する議定書の締結について承認を求める件

第五 日本国とカンボディアとの間の経済及び技術協力協定の締結について承認を求める件

第六 日本国とユーゴースラヴィア連邦人民共和国との間の通商航海条約の締結について承認を求める件

第七 石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第八 小売商業特別措置法案(内閣提出)

第九 漁船法の一部を改正する法律案(農林水産委員長提出)

昭和三十四年三月二十五日(水曜日)

第十 薦系価格の安定に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十一 酪農振興法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十二 公営住宅法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十三 塩業整備臨時措置法案(内閣提出)

第十四 國會職員法等の一部を改正する法律案(國會職員長提出)

第十五 消防組織法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十六 關稅及び貿易に関する一般協定の新第三表(ブラジルの譲許表)の作成のための交渉に關する議定書の締結について承認を求める件

第十七 日本国とカンボディアとの間の経済及び技術協力協定の締結について承認を求める件

第十八 石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十九 小売商業特別措置法案(内閣提出)

第二十 漁船法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二十一 關稅及び貿易に関する一般協定の新第三表(ブラジルの譲許表)の作成のための交渉に關する議定書の締結について承認を求める件

第二十二 酪農振興法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二十三 公営住宅法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二十四 塩業整備臨時措置法案(内閣提出)

第二十五 國會職員法等の一部を改正する法律案(國會職員長提出)

○議長(加藤謙五郎君) これより会議を開きます。

日程第一 消防組織法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 消防法の一部を改正する法律案(内閣提出、參議院送付)

○議長(加藤謙五郎君) 日程第一、消防組織法の一部を改正する法律案、日程第二、消防法の一部を改正する法律案(内閣提出)

案、右兩案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。地方行政委員会理事渡海元三郎君。

消防組織法の一部を改正する法律案(内閣提出)

消防組織法の一部を改正する法律案(内閣提出)

消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第三条中「本部長」を「國家消防本部長」に改める。

第四条の四 消防組織法の一部を改正する法律案(内閣提出)

消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

前二項に定めるものの外、消防審議会の組織、所掌事務及び委員の諸間に応じて、消防事務の運営に關する重要な事項について調査審議する。

消防審議会は、國家消防本部長その他の職員に関し必要な事項は、政令で定める。

第五条第二項中「、國家公安委員会の承認を得て國家消防本部の定めるところにより、所長その他」とは、政令で定める。

第十二条中「消防長は」の下に「政令で定める区分に従い政令で定める」とは、政令で定める。

十五 市町村の作成する火災防ぎよ計画の基準の研究及び立案に関する事項

研究所を附置する。

消防研究所は、消防の科学技術に関する研究、調査及び試験を行ふ、並びに消防の用に供する設備、機械器具及び資材について検定を実施する。

消防研究所の位置及び内部組織は、總理府令で定める。

消防大学校は、国及び都道府県の消防の事務に従事する職員又は市町村の消防職員及び消防団員に對し、幹部として必要な高度の教育訓練を行ふ。

消防大学校の位置及び内部組織は、總理府令で定める。

消防大学校の位置及び内部組織は、國家消防本部に消防審議会を附置する。



危険物取扱主任者免状の交付を受けている者がその取扱作業に關係して保安の監督をすることができる。危険物の種類は、前項に規定する危険物取扱主任者免状の種類に応じて命令で定める。

危険物取扱主任者免状は、都道府県知事が交付する。

都道府県知事は、左の各号の一に該当する者に対しては、危険物取扱主任者免状の返納を命ぜられ、その日から起算して一年を経過しない者

一 次項の規定により危険物取扱主任者免状の交付を行わないことができる。

二 この法律又はこの法律に基く命令の規定に違反して罰金以上の刑に処せられた者で、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しないもの

都道府県知事は、危険物取扱主任者免状の交付を受けている者がこの法律又はこの法律に基く命令の規定に違反しているときは、その危険物取扱主任者免状の返納を命ずることができる。

前五項に規定するものの外、危険物取扱主任者免状の書換、再交付その他危険物取扱主任者免状に関し必要な事項は、政令で定める。

第十三条の三 危険物取扱主任者試験は、危険物の取扱作業の保安に關係して保安の監督をすることができる。

関して必要な知識及び技能について行う。

危険物取扱主任者試験の種類は、甲種危険物取扱主任者試験及び乙種危険物取扱主任者試験とする。

左の各号の一に該当する者は、甲種危険物取扱主任者試験を受けることができる。

一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学若しくは短期大学において化学にに関する学科若しくは課程を修めて卒業した者又はこれと同等以上の学力を有すると都道府県知事が認定した者で、六月以上危険物取扱の実務経験を有するもの

二 乙種危険物取扱主任者免状の交付を受けた後二年以上危険物取扱の実務経験を有する者

六月以上危険物取扱の実務経験を有する者は、乙種危険物取扱主任者試験を受け前四項に規定するものの外、危険物取扱主任者試験の試験科目、受験手続その他試験の実施細目は、命令で定める。

第十四条第一項中「市町村条例で定める資格を有する映写技術者でない者」を「映写技術者免状の交付を受けている者」に改め、同条第二項中「市町村条例で定める資格を有する所屬の」を「映写技術者免状の交付を受けている者のうちから、」に、「所轄消防長又は消防署長」を「市町村長等」に改め、同条同項に後段として次のように加える。

これを解任したときも、同様と

第十四条第二項の次に次の二項を加える。  
第一項に規定する映写技術者免状は、都道府県知事が行う映写技術者試験に合格した者に対し、都道府県知事が交付する。

第十三条の二第四項から第六項まで並びに第十三条の三第一項及び第五項の規定は、映写技術者免状及び映写技術者試験について準用する。

第十五条第一項中「映写室は、市町村条例で定める」を「政令で定める」と改め、同条第二項中「映写室を設置し又は廃止した者及び」及び「市町村条例の定めるところにより」を削り、同条第一項の次に次の一項を加える。

前項の映写室を設置し、又は廃止した者は、その旨を市町村長等に届け出なければならない。

第十六条を次のよう改める。

第十六条 危険物の運搬は、その容器、積載方法及び運搬方法について政令で定める技術上の基準に従つてこれをしなければならない。

第十六条の次に次の五条を加える。

第十六条の二 第十三条の三第一項（第十四条第四項において準用する場合を含む。）に規定する危険物取扱主任者試験の実施に関する事務を行わせるため、都道府県知事の監督に属する危険物取扱主任者等試験委員会を置く。

前項の危険物取扱主任者等試験委員の組織、任期その他危険物取扱主任者試験の実施に関する事務を行わせるため、都道府県知事の監督に属する危険物取扱主任者等試験委員会を置く。

第十六条の三 製造所、貯蔵所若しくは取扱所の設置若しくは変更の許可、製造所、貯蔵所若しくは取扱所の完成検査、危険物取扱主任者若しくは映写技術者の試験又は危険物取扱主任者免状若しくは映写技術者免状の交付、書換若しくは再交付を受けようとする者は、政令で定めるところにより、手数料を納めなければならない。

第十六条の四 市町村長等は、危険物の貯蔵又は取扱に伴う火災の防止のため必要があると認めるときは、製造所、貯蔵所若しくは取扱所の所有者、管理者若しくは占有者に対して資料の提出を命じ、又は当該消防事務に従事する職員に、製造所、貯蔵所若しくは取扱所に立ち入り、これらの場所の位置、構造若しくは設備及び危険物の貯蔵若しくは取扱が技術上の基準に適合しているかどうかを検査させ、関係者に質問させ、若しくは試験のため必要な最少限度の数量に限り危険物を除去させることができる。

第十四条第四項から第六項までの規定は、前項の場合にこれを準用する。

第十五条の五 消防本部若しくは消防署の設置又は廃止により、あらたに消防本部及び消防署が置かれることとなつた市町村又は消防本部及び消防署が置かれないこととなつた市町村の区域に係る第十一條、第十二条第二項、第十二条の二

二、第十二条の三、第十三条第二項、第十四条第二項及び第十五条第二項に規定する当該行政庁に変更があつた場合においては、変更前の行政庁がした許可その他の処分又は受理した届出とみなす。

第十六条の六、この章の規定は、航空機、船舶、鉄道及び軌道による危険物の貯蔵、運搬、詰替その他の取扱には、これを適用しない。

第四十一条第一項第三号中「第五条」の下に「第一項」を加える。

第四十二条第一項第一号を次のように改める。

一 第十一条第一項の規定に違反して製造所、貯蔵所若しくは取扱所を設置し、又はその位置、構造若しくは設備を変更した者

第四十二条第一項第三号及び第四号を削り、同項第二号中「違反して」の下に「危険物」を加え、同号を同項第四号として、同項第一号の次に次の二号を加え、同項第七号中「所屬の」を削る。

二 第十一条第三項の規定に違反した者

三 第十二条の二の規定による命令に違反した者

第四十三条 第十条第三項又は第六条の規定に違反した者は、これを三箇月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

前項の罪を犯した者に対してもは、情状により懲役及び罰金を併科することができる。

第四十四条第二号中「第四条」の下に、「第十六条の四」を加え、同条第三号中「第一項又は第十四条第二項」を「第一項、第十四条第二項又は第十五条第三項」に改め、同条中第十一号を第十一号とし、第四号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

条第四項において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反した者

**第四十五条中第十一条**を「第十一  
一条第一項若しくは第三項」に、「第  
十二条第一項」を「第十二条の二」に、  
「及び第十五条の規定並びに第十六  
条の規定による市町村条例」を「、第  
十五条第一項若しくは第三項又は第  
十六条」に改める。

別表中第十条第一項及び第十二条の数量の欄中「第十条第一項及び第十二条」を削り、同表備考第二号を次のように改める。

れかかつて貯蔵保管されるもの以外のものをいう。

## 九 塗料類その他品名の異なる

附則 危険物を混合したものに属する品名は、命令で定める。

1 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。  
2 この法律の施行の際、この法律による改正前の第三章の規定に基づく

く市町村条例によりなされている。許可の申請、届出その他の手続又は同章の規定に基く市町村条例による改正前の第三章の規定に基づく市町村条例が制定されていない市町村の区域において設置される製造所、貯蔵所又は取扱所については、この法律の施行の日から起算して三月間は、この法律による改正後の第十条第一項から第十三条までの規定、第十二条第一項から第三項までの規定及び第十四条第一項の規定は、適用しない。この場合において、製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者が、命令を定めるところにより、その期間内に市町村長等に届け出たときは、その者は、この法律による改正後の第十二条第一項及び第三項の規定により、当該製造所、貯蔵所又は取扱所について設置の許可及び完成検査を受けて使用しているものとみなす。

この法律の施行の際、現にこの法律による改正前の第十三条第二項又は第十四条第一項の規定に基づき市町村条例で定める取扱主任者又は映写技術者の資格を有する者は、この法律による改正後の第十三条第二項又は第十四条第一項又は第十四条第二項の規定にかかるわらず、昭和三十年三月三十一日までの間は、こ

5 前項の取扱主任者又は映写技術者又は映写技術者免状の交付を受けた者とみなす。

第一百十五条の二第一項中「及び  
第十一條」を削る。

く市町村条例によりなされている  
許可の申請、届出その他の手続とは同様の規定に基く市町村条例による改  
正後の相当規定に基いてなされた手續又は処分とみなす。

3 この法律の施行の際、この法律による改正前の第三章の規定に基づく市町村条例が制定されていない市町村の区域において設置されている製造所、貯蔵所又は取扱所については、この法律の施行の日から

の第十三条の二第三項又は第十四条第三項に規定する試験に合格したものとみなされ、それぞれ危険物取扱主任者免状又は映写技術者免状の交付を受けることができる。

この法律の施行の際、この法律による改正前の第三章の規定に基づく市町村条例が制定されていないない市町村の区域において、現に製造所、貯蔵所又は取扱所に係る危険物の取扱作業に関する保安の監督監視として、もとよりは必ずしも決算機

を操作している者は、この法律による改正後の第十三条の二第三項又は第十四条第三項の規定にかかる

は居り出たるときは、その者が、  
の法律による改正後の第十一条第一項及び第三項の規定により、当該製造所、貯蔵所又は取扱所について設置の許可及び完成検査を受けて使用しているものとみなす。

わらず、この法律の施行の日から起算して一年間は、当該市町村の区域に限つて、この法律により危険物取扱主任者免状又は映写技術者免状の交付を受けた者とみなす。ただし、この法律の施行の日から起算して三月以内に市町村長等に届け出なかつたときは、この限りでない。

7 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

8　自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）の一部を次のよう  
改正する。

理 由 第百十五条の二第一項中「及び  
第十一條」を削る。

危険物の貯蔵及び取扱に伴う火災の防止の徹底を期するため、危険物の貯蔵所等の設置、維持及び危険物取扱に因し画一的な基準を定めてその規制を行い、あわせて危険物取扱主任者及び映画技術者の資格に関する規定の整備を図る等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

消防法の一部を改正する法律案  
右の内閣提出案は本院において可決した。  
よつて国会法第八十三条により送付する。  
昭和三十四年三月四日

参議院議長 松野 鶴平

衆議院議長 加藤鏡五郎殿

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔渡海元三郎君登壇〕

○渡海元三郎君 ただいま議題となりました消防組織法の一部を改正する法律案及び消防法の一部を改正する法律案について、地方行政委員会における審議の経過及び結果の概要を御報告申し上げます。

両法案は、ともに、消防制度改正に関する消防審議会の答申並びに從来消防制度及び消防行政に關して問題となっていた事項について政府が検討を進めてきた結果に基づき、消防制度と消防事務の改善強化をはからんとするものであります。



統に従つて関税交渉を行つた事實を考慮して、次のとおり協定する。

### 第一部 新第三表（ブラジルの譲許表）の作成

1 一般協定の適用上、この譲定書の附屬書Aの譲許表は、ブラジルに關する一般協定の譲許表とみなしこと、同國の現行の譲許表及びこの譲定書の第三部に定める同國の譲許表に代るものとする。

2 一般協定第二条中同協定の日付に言及する場合において、附屬書Aの譲許表については、同協定の日付をこの譲定書の日付と読み替えて、適用する。

3 この部の規定は、この譲定書が一般協定の締約国であるすべての政府により受諾された時に効力を生ずる。

4 この譲定書の附屬書Bに掲げる譲許表の修正

5 この譲定書の修正は、この譲定書が一般協定を構成する関係譲許表の正文に加えられるものとする。

6 この部に掲げる修正は、この部が一般協定の不可分の一部をなすものとする。

第三部 ブラジル、デンマーク及び日本国との追加譲許

るブラジル、デンマーク及び日本国との譲許表は、締約國の書記局長がその締約国からその譲許表に含まれる譲許を適用する旨の通告を受領した日の後三十日目に、又はその通告を行なう締約国が定めた一箇早い日にそれぞれ効力を生ずる。これらの譲許表は、それが効力を生じた時から、前記の締約国に関する一般協定の譲許表とともに含まざる譲許を適用する旨の通告を受領した日の後三十日目に、又はその通告を行なう締約国が定めた一箇早い日にそれぞれ効力を生ずる。

7 一般協定第二条中同協定の日付に言及する場合において、附屬書Cの譲許表については、同協定の日付をこの譲定書の日付と読み替えて、適用する。

8 この譲定書が署名のために開放される時に、ある交渉が完了してないためその結果をこの譲定書に附属させることができないとときは、その交渉の結果である譲許表は、関係政府及びブラジル政府が調書に署名を行つた日の翌日から、この譲定書に附属するものとして、かつ、その規定に従つて規制されるものとする。

9 (a) 第四部 一般規定  
この譲定書は、締約國の書記局長に寄託する。

オーストラリア連邦のために

オーストリア共和国のために

ベルギー王国のために

ガーナのために

ギリシャ王国のために

ハイチ共和国のために

ガーナのために

オランダのため

オランダ連邦のために

オランダのため

10 この譲定書の日付は、千九百五十九年十二月三十一日とする。

この譲定書の規定は、3、5及び6の規定に従つて効力を生ずる。

千九百五十八年十二月三十一日にジュネーヴにおいて、この譲定書に附屬している譲許表に別段の定がある場合を除きひとく正文である英語及びフランス語により、本書一通を作成した。

千九百五十九年十二月三十一日にマラヤ連邦のために

ドイツ連邦共和国のために

フランス共和国のために

ニカラグア共和国のために

ノールウェー王国のために

ペルーのために

スウェーデン王国のために

トルコ共和国のために

南アフリカ連邦のために

グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国のために

ハイチ共和国のために

イタリア共和国のために

インドネシア共和国のために

オランダ連邦のために

オランダのため

フィンランド共和国のために

ニヨー・ジーランドのために

ドライ連邦共和国のために

ノーベルウェー王国のために

パキスタンのために

ペルーのために

ノールウェー王国のために

ペルーのために

スウェーデン王国のために

トルコ共和国のために

南アフリカ連邦のために

ハイチ共和国のために

オランダ連邦のために

オランダのため

ニヨー・ジーランドのために

ニカラグア共和国のために

ノーベルウェー王国のために

ペルーのために

ノールウェー王国のために

ペルーのために

スウェーデン王国のために

トルコ共和国のために

南アフリカ連邦のために

ハイチ共和国のために

オランダ連邦のために

オランダのため

輸入税表番号	品名	税率
三〇五のうち 五一四	コーヒー豆(炒つてないものに限る) カーノーバックス	三割 二割

(附屬書A、附屬書B及び附屬書C中第三十八表以外の表は省略)

6 この譲定書の附屬書Cに掲げ

〔報告書は会議録追録に掲載〕

日本国とカンボディアとの間の經濟及び技術協力協定の締結について承認を求めるの件

右  
国会に提出する。

昭和三十四年三月九日

内閣総理大臣 岸 信介

日本国政府

カンボディア王国政府  
在外大臣 ソン・サン  
駐在日本大使 吉岡 篤武

日本国とカンボディアとの間の經濟及び技術協力協定の締結について承認を求めるの件  
日本国とカンボディアとの間の經濟及び技術協力協定の締結について承認を求めるの件  
日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

理由

政府は、カンボディアとの友好関係を強化し、かつ、相互の經濟及び技術協力を拡大するため、昭和三十四年三月二日にブノンヘンで、日本国とカンボディアとの間の經濟及び技術協力協定に署名した。よつて、この協定を批准することとした。これが、この案件を提出する理由である。

日本国とカンボディアとの間の經濟及び技術協力協定

日本国政府及びカンボディア王国政府は、

カンボディアによる戦争賠償請求  
の自発的な放棄及び一千九百五十五年の日本国とカンボディアとの間の友好条約の締結によつて顯著に示された両国間の友好関係を強化し、か

つ、相互の經濟及び技術協力を拡大することを希望して、この協定を締結することに決定し、このため、次のとおり全権委員会を任命した。

日本国又はその支配する日本國の法人と直接に契約を締結するものとする。

日本国政府

カンボディア  
駐在日本大使 吉岡 篤武

これらの全権委員は、互にその全権委任状を示し、それが良好妥当であると認められた後、次のとおり協定した。

第一条

1 日本国は、日本國の生産物並びに日本國の國民及び法人の役務の供与からなる十五億円（一、五〇〇、〇〇〇、〇〇〇円）の援助を、無償で、かつ、この協定の規定に従い、カンボディアに与えることを約束する。この援助は、この協定の附屬書に掲げる計画の実施に充てられるものとする。

2 援助の期間は、兩政府が合意により別段の決定をした場合を除くほか、この協定の効力発生の日から三年とする。

第二条

1 日本国政府は、第三条のカンボディアの当局が契約により負う債務に充てるため、並びに第三条に定める場合には同項の規定に基いて行われる生産物及び役務の供与の費用に充てるため必要な支払を、兩政府が合意により定める手続によつて、行うものとする。その支払は、日本円で行うものとしない。

日本国とカンボディアとの間の經濟及び技術協力協定

日本国政府及びカンボディア王国

カンボディアによる戦争賠償請求の自発的な放棄及び一千九百五十五年の日本国とカンボディアとの間の友好条約の締結によつて顯著に示された両国間の友好関係を強化し、か

つ、相互の經濟及び技術協力を拡大することを希望して、この協定を締結することに決定し、このため、次のとおり全権委員会を任命した。

日本国又はその支配する日本國の法人と直接に契約を締結するものとする。

日本国政府

カンボディア  
駐在日本大使 吉岡 篤武

この協定の実施のための兩政府の府閣の取締の規定及び

(c) 実施計画

に合致するものでなければならぬ。その契約は、認証を得たため、日本国政府に提出されなければならない。この項の規定に基いて認証された契約は、以下「契約」という。

1 の規定にかかわらず、第一条

1 に定める生産物及び役務の供与は、契約を締結することなく行うことができる。ただし、各場合について兩政府間の合意によらなければならぬ。

第四条

1 日本国政府は、第三条のカン

ボディアの当局が契約により負う債務に充てるため、並びに第三条に定める場合には同項の規定に基いて行われる生産物及び役務の供与の費用に充てるため必要な支

払を、兩政府が合意により定める

手続によつて、行うものとする。

その支払は、日本円で行うものと

ない。

は、その支払により、かつ、その支払が行われた時に、日本国が力役務の供与が行われるため、カンボディアに供与したものとみなされる。

日本国とユーロースラヴィア連邦人民共和国との間の通商航海条約の締結について承認を求めるの件

右  
国会に提出する。

昭和三十四年三月九日

内閣総理大臣 岸 信介

日本国政府

カンボディア王国政府  
在外大臣 ソン・サン  
駐日本大使 吉岡 篤武

両政府に對しこの協定の実施に関する勧告を行ふ責任を有する両政府の代表者で構成される合同委員会を設置する。

第七条

この協定の実施細目は、両政府が合意により定めるものとする。

第八条

この協定は、両締約国によりそれぞれの憲法上の手続に従つて批准されなければならない。この協定は、批准書の交換の日に効力を生ずる。

第九条

以上の証拠として、各全権委員は、この協定に署名調印した。

千九百五十九年三月二日

日本国政府のために  
吉岡 篤武

日本国政府のために  
ソン・サン

附屬書

3 両政府間で合意されるその他の生産物及び役務の供与

日本国とユーロースラヴィア連邦人民共和国との間の通商航海条約の締結について承認を求めるの件

右  
国会に提出する。

昭和三十四年三月九日

内閣総理大臣 岸 信介

日本国政府

カンボディア王国政府のため  
農業技術センター（農機具部及び巡回診療班を含む。）

日本国とユーロースラヴィア連邦人民共和国との間の通商航海条約に署名調印した。よつて、この条約を批准することといたしたい。

これが、この案件を提出する理由である。

日本国政府

日本国とユーロースラヴィア連邦人民共和国との間の通商

航海条約  
日本国政府及びユーロースラヴィア連邦人民共和国政府は、両國間の

友好及び相互協力の関係を強化し、かつ、その経済関係の発展を促進することを希望して、衡平と相互利益の原則を基礎とする通商航海条約を締結することに決定し、そのため、次のとおりそれぞれの全権委員を任命した。

日本国政府

ユーロースラ  
ヴィア連邦人  
民共和国駐在  
日本国特命全  
大使

加瀬 勉一

ユーロースラ  
ヴィア連邦人  
民共和国外務  
次官ボグダン・  
ツルノブルニヤユーロースラ  
ヴィア連邦人  
民共和国外務  
次官

これらの全権委員は、互にその全権委任状を示し、それが良好妥当であると認められた後、次の諸条を協定した。

第一条

(a) 法律による身体の保護  
(b) 財産の保護に関する事項について、内国民待遇及び最惠国待遇に基づいて、他方の締約国の機関に対しても自

己の権利を擁護し、及び当該他方の締約国の法律に従つて、原告又は被告として裁判所において訴訟を行ふことを認められる。

第二条

第三条

第四条

第五条

第六条

第七条

第八条

第九条

第十条

第十二条

第十三条

第十四条

いずれの一方の締約国の国民も、他方の締約国の領域において、入出国、旅行、居住及び滞在の権利に関する事項について、衡平と相互利益の原則を基礎とする通商航海条約を締結することに決定し、そのため、次のとおりそれぞれの全権委員を任命した。

前記の免除及びすべての強制戦時制宿営に関する事項について、いずれの一方の締約國も、他の締約國の領域を原産地とする产品又はその領域を仕向地とする产品に対する待遇より不利な待遇を与えることはない。

第四条

第五条

第六条

第七条

第八条

第九条

第十条

第十二条

第十三条

第十四条

第十五条

第十六条

第十七条

第十八条

第十九条

第二十条

第二十一条

第二十二条

第二十三条

第二十四条

第二十五条

第二十六条

第二十七条

第二十八条

第二十九条

第三十条

第三十一条

第三十二条

第三十三条

第三十四条

第三十五条

第三十六条

第三十七条

第三十八条

第三十九条

第四十条

第四十一条

第四十二条

第四十三条

第四十四条

第四十五条

第四十六条

第四十七条

第四十八条

いずれの一方の締約国も、一時的にその領域に持ち込まれ、かつ、その領域から持ち出される他方の締約國の国民も、第三國の国民に与えられる待遇より不利な待遇を与えることはない。

第十二条

第十三条

第十四条

第十五条

第十六条

第十七条

第十八条

第十九条

第二十条

第二十一条

第二十二条

第二十三条

第二十四条

第二十五条

第二十六条

第二十七条

第二十八条

第二十九条

第三十条

第三十一条

第三十二条

第三十三条

第三十四条

第三十五条

第三十六条

第三十七条

第三十八条

第三十九条

第四十条

第四十一条

第四十二条

第四十三条

第四十四条

第四十五条

第四十六条

第四十七条

第四十八条

第四十九条

第五十条

第五十一条

第五十二条

第五十三条

第五十四条

第五十五条

第五十六条

第五十七条

第五十八条

いずれの一方の締約国も、一時的にその領域に持ち込まれ、かつ、その領域から持ち出される他方の締約國の国民も、第三國の国民に与えられる待遇より不利な待遇を与えるものとしない。

第十二条

第十三条

第十四条

第十五条

第十六条

第十七条

第十八条

第十九条

第二十条

第二十一条

第二十二条

第二十三条

第二十四条

第二十五条

第二十六条

第二十七条

第二十八条

第二十九条

第三十条

第三十一条

第三十二条

第三十三条

第三十四条

第三十五条

第三十六条

第三十七条

第三十八条

第三十九条

第四十条

第四十一条

第四十二条

第四十三条

第四十四条

第四十五条

第四十六条

第四十七条

第四十八条

第四十九条

第五十条

第五十一条

いずれの一方の締約国も、一時的にその領域に持ち込まれ、かつ、その領域から持ち出される他方の締約國の国民も、第三國の国民に与えられる待遇より不利な待遇を与えるものとしない。

第十二条

第十三条

第十四条

第十五条

第十六条

第十七条

第十八条

第十九条

第二十条

第二十一条

第二十二条

第二十三条

第二十四条

第二十五条

第二十六条

第二十七条

第二十八条

第二十九条

第三十条

第三十一条

第三十二条

第三十三条

第三十四条

第三十五条

第三十六条

第三十七条

第三十八条

第三十九条

第四十条

第四十一条

第四十二条

第四十三条

第四十四条

第四十五条

第四十六条

第四十七条

第四十八条

第四十九条

第五十条

第五十一条

に基き許される。

いすれの一方の締約国も、自國政府が所有し、又は支配する企業及びその領域において排他的の又は特別の特権を与えられた独占企業又は機関が、輸入又は輸出を伴う購入又は販売を商業的考慮に従つてのみ行うことを約束する。

#### 第十二条

兩締約国は、それぞれの法令の範囲内において、両国間の陸上交通、海上交通及び航空並びに郵便、電信及び電話による通信を容易にするため適当な措置を執ることを約束する。

#### 第十三条

いすれか一方の締約国の船舶の国籍は、その船が掲げる国旗によつて、かつ、当該締約国の権限のある当局が自國の法令に従つて発給した書類によつて、他方の締約国により認められる。

いすれか一方の締約国の商船である当局が発給した船舶の積量測度に関する記録(トントン証書を含む)は、他方の締約国の権限のある当局によつて、同当局が発給した証書と同等のものと認められる。

いすれか一方の締約国の商船も、外国との間における貿易及び航海のため開放されている他方の締約国すべての港、場所及び水域に積荷とともに出入することに関して、最恵国待遇を与えられる。その商船及び積荷は、当該港、場所及び水域において、すべての事項に関して、最恵国待遇を与えられる。

いすれの一方の締約国の商船も、他方の締約国の領域に又はその領域

からすべての產品を輸送することを

含む商業活動に関して、当該他方の締約国によつて最恵国待遇を与える。

その商船の輸送される產品は、税關手續その他の手続に関し

て、最恵国待遇を与える。

いすれの一方の締約国の商船の乗組員も、他方の締約国領域内にお

いて、いかなる第三國の商船の乗組員に与えられる待遇よりも不利でない待遇を与えられる。

いすれの一方の締約国の商船も、外

他方の締約国領域内において、外

他方の締約国が任命する各一人の仲裁委員とからして選定された二人の仲裁委員の合意により定める第三の仲裁委員との三人の仲裁委員からな

いすれか一方の締約国の国民又は

第四条に定める法人と他方の締約国

の国民又は第四条に定める法人との間で締結された商事契約の履行に関する法令に従つて正当に行われた

連して生ずる紛争に關し締約国が該

当する法令に従つて正当に行われた

仲裁判断は、その紛争の仲裁が当該

商事契約により予知されている場合

又はその紛争の仲裁への付託が紛争

が生ずる前若しくは後に文書によつて合意される場合には有効とする。

仲裁判断の執行は、次の場合にのみ拒否することができる。

(a) 仲裁判断が、その判断がされた

国(法律に従い確定判決の効力を得なかつた場合)

(b) 仲裁判断が、当事者の一方に対し、その判断の執行が求められる

国(現行の法令に反する行為を行ふことを強制する場合)

(c) 仲裁判断が、その判断の執行が求められる国(公の秩序に反する場合)

(d) 仲裁判断が不利益に援用される

当事者が、防禦することができる

適当な時期に仲裁手続について通

告を受けなかつた場合又はその当事者が、無能力者であつて正當に代  
理されていなかつた場合

この条約の最恵国待遇の規定は、

いすれか一方の締約国が与える次の利益には適用しない。

#### 第十四条

この条約において「商船」とは、漁船、娛樂用ヨット及び運動競技用舟艇を含まない。

#### 第十五条

この条約において「商船」とは、漁船、娛樂用ヨット及び運動競技用舟艇を含まない。

(a) 国境貿易を容易にするために隣接国に与える利益

(b) 当該一方の締約国が加盟国となつているか又は加盟国となることがある関税同盟により与える利益

(c) 内国漁業の產品に与える利益

#### 第十七条

各締約国は、他方の締約国がこの条約の実施に關する事項について行

う申入れに對して好意的考慮を払

い、かつ、その申入れに關する協議

のため適當な機會を与えないければな

らない。

この条約は、批准されなければならぬ。

この条約は、批準されぬ限りすみや

かに東京で交換されるものとする。

この条約は、批准書の交換の日の

後一箇月で効力を生ずる。この条約

は、いすれか一方の締約国が他方の

締約国が任命する各一人の仲

裁委員とからして選定された二人の仲

裁委員の合意により定める第三の仲

裁委員との三人の仲裁委員からな

る仲裁裁判所に決定のため付託する

ものとする。ただし、第三の仲裁委員は、いすれか一方の締約国は、

あつてはならない。

各締約国は、いすれか一方の締約国が他方の締約

國に対し紛争の仲裁を要請する旨の通告を行つた日から二箇月の期間内

に一人の仲裁委員を任命するものとし、第三の仲裁委員は、次の二箇月の期間内に合意されるものとする。

いすれか一方の締約国が二箇月の期間内に自國の仲裁委員を任命しないたとき、又は第三の仲裁委員が定められた期間内に合意されないと

は、いすれか一方の締約国は、國際司法裁判所長に対し、一人又は二人以上の仲裁委員を任命するよう要請

することができる。

両締約国は、前記の仲裁裁判所所長によつて与えられるいがなる決定にも従うことを約束する。

この条約は、國際連合事務局に登録するものとする。

#### 第十九条

この条約は、千九百二十三年十一月十六日にウイーンで署名された日本「セルブ、クロアート、スロヴェニア」国間通商航海條約を廢止し、これに代るものとする。

この条約は、批准されなければならぬ。

かに東京で交換されるものとする。

この条約は、批准書の交換の日の

後一箇月で効力を生ずる。この条約

は、いすれか一方の締約国が他方の

締約国が任命する各一人の仲

裁委員とからして選定された二人の仲

裁委員の合意により定める第三の仲

裁委員との三人の仲裁委員からな

る仲裁裁判所に決定のため付託する

ものとする。ただし、第三の仲裁委員は、いすれか一方の締約国は、

あつてはならない。

各締約国は、いすれか一方の締約

國に対し紛争の仲裁を要請する旨の通告を行つた日から二箇月の期間内

に一人の仲裁委員を任命するものとし、第三の仲裁委員は、次の二箇月の期間内に合意されるものとする。

いすれか一方の締約国が二箇月の期間内に自國の仲裁委員を任命しないたとき、又は第三の仲裁委員が定められた期間内に合意されないと

は、いすれか一方の締約国は、國際司法裁判所長に対し、一人又は二人以上の仲裁委員を任命するよう要請

することができる。

両締約国は、前記の仲裁裁判所所長によつて与えられるいがなる決定にも従うことを約束する。

この条約は、國際連合事務局に登録するものとする。

日本とユーポースラヴィア連邦人民共和国との間の通商航海條約に署名するに當り、下名の全權委員は、各自の政府から正當に委任を受け、さらに、同條約の不可分の一部と認められる次の規定を協定した。

1 条約中の最恵国待遇の規定は、

(a) 千九百五十一年九月八日にサ

ン・フランシスコ市で署名された

1 条約中の最恵国待遇の規定は、

(b) 千九百五十一年九月八日にサ

ン・フランシスコ市で署名された

1 条約中の最恵国待遇の規定は、

(c) 千九百五十一年九月八日にサ

ン・フランシスコ市で署名された

1 条約中の最恵国待遇の規定は、

(d) 千九百五十一年九月八日にサ

ン・フランシスコ市で署名された

1 条約中の最恵国待遇の規定は、

(e) 千九百五十一年九月八日にサ

ン・フランシスコ市で署名された

1 条約中の最恵国待遇の規定は、

(f) 千九百五十一年九月八日にサ

ン・フランシスコ市で署名された

日本国との平和条約第二条の規定に基いて日本国がすべての権利、権原及び請求権を放棄した地域に原籍を有する者に対し、又は(b)同平和条約第三条に掲げるいずれかの地域に対する行政、立法及び司法に関する同条後段に掲げる事態が継続する限り、同地域の原住民及び船舶並びに同地域との貿易に対して日本国が与えているか、又は将来与えることがある権利及び特権については、適用しない。

## 2 条約第七条、第八条及び第十五条の規定に關し、いずれか一方

日本国が関税同盟の加盟国に与えると同様の特別の利益を関税同盟の加盟国でない国に与える場合に、その締約国は、同一の利益を他方の締約国に対しても与えなければならぬことが了解される。

3 第二条第一項の最惠國待遇の規定は、旅券及び査証に関する事項には適用せず、また、両締約国は、これらの事項を引き続き国内法令に基いて決定することが確認される。

4 条約のいかなる規定も、著作権及び工業所有権に關して、いかなる権利をも許与し、又はいかなる義務をも課すするものと解してはならないと了解される。

以上の証拠として、各全権委員は、この議定書に署名調印した。

一千九百五十九年二月二十八日にペルグラーードで、英語により本書二通を作成した。

日本国のために  
加瀬俊一

ユーロースラヴィア連邦人民共和国のために  
ボグダン・ツルノブルニヤ

報告書は会議録追録に掲載  
〔報告書は会議録追録に掲載〕

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とデンマーク王国との間の条約について承認を求めるの件

右  
国会に提出する。  
昭和三十四年三月十六日  
内閣總理大臣 岸 信介

日本国政府  
デンマーク王  
國駐在日本國  
特命全權大使 田付 景一  
デンマーク王國政府  
外務大臣

イエンス・オット・クラーゲ

(e) 「日本國の居住者」とは、日本國の租税の課税上日本國の居住者であり、かつ、デンマークの租税をいう。

(f)

「日本國の居住者」とは、日本國の租税の課税上デンマークの居住者でない個人をいい、「デンマークの居住者」とは、デンマークの租税の課税上デンマークの居住者であり、かつ、日本國の租税の課税上日本國の居住者でない個人をいう。

(g)

「一方の締約國の居住者」とは、日本國の居住者をいい。

(h)

「他方の締約國の居住者」とは、日本國の居住者又は法人が営む事業上又は商業上の企業又は事業を行なう法人の居住者又は法人をいふ。

(i)

「一方の締約國の企業」とは、日本國の企業又は法人が営む事業上又は商業上の企業又は事業を行なう法人の企業をいふ。

(j)

「一方の締約國の企業」とは、文脈により、日本國の企業又は法人が営む事業上又は商業上の企業又は事業を行なう法人の企業をいふ。

(k)

「恒久的施設」とは、一方の締約國の企業に關して用いられる

場合には、事務所、支店、工

場、倉庫その他事業を行なう一定

の場所をいう。ただし、代理店

は、代理人が企業のために契約

を協議し、及び締結する包括的

権限を有し、かつ、これを常習

的に行使するか、又は企業のた

めに通常注文に応するに足りる

在庫品を有していない限り、含

まない。また、単なる貯蔵施

設も、繼續して使用されるもの

は含まれるが、偶發的かつ一時

的に使用されるものは含まれな

い。

(l)

この点に関し、

一方の締約國の企業は、純然たる仲立人、問屋その他独立の代理人でこれらの者としての本来の業務を通常の方法

で行うものを通じて他方の締約国内の事業活動を行つたと  
いう理由のみでは、当該他方の締約国内に恒久的施設を有するものとはされない。

(2) 一方の締約国の企業が物品又は商品をもづら自己のために購入する事業を行う一定の場所を他方の締約国内に保有しているという事実のみでは、その場所は、その企業の恒久的施設とはならない。

(3) 一方の締約国の法人が他方の締約国内で営業若しくは事業を行う法人を支配しているといふ事実のみでは、その支配されている法人は、当該一方の締約国内の法人の恒久的施設と

はならない。

(m) 「産業上又は商業上の利得」には、製造業、商業、農業、漁業、鉱業及び保険業の利得並びに銀行業務及び証券業務から生ずる利得を含み、配当、利子、賃料若しくは第六条2にいう使用料又は人的役務の報酬として取得する所得を含まない。

いすれかの締約国について「権限のある当局」とは、その締約国の大蔵大臣又は大蔵大臣が権限を与えた代理者をいう。

いずれの一方の締約国がこの条約の規定を適用する場合にも、特に定義されていない用語の意義は、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、自國の租税に関する法令における解釈によるものとする。

1 第三条 一方の締約国の企業の産業上又は商業上の利得は、その企業が他方の締約国内に恒久的施設を有しない限り、当該他方の締約国の租税を課せられない。一方の締約国の企業が他方の締約国内に恒久的施設を有する場合には、当該他方の締約国は、自国内の源泉から生ずるその企業の全所得に対しても租税を課することができる。

2 一方の締約国の企業が他方の締約国内に恒久的施設を有する場合には、その恒久的施設が独立の企業として同一又は同様の条件で同様の活動を行い、かつ、独立の立場でその恒久的施設を有する企業と取引を行つたと仮定した場合に当該他方の締約国内で取得しうべき産業上又は商業上の利得が、その恒久的施設に帰せられるものとし、その恒久的施設に帰せられる利得は、当該他方の締約国内の源泉から生ずる所得とみなされる。

3 一方の締約国が租税を決定するに際しては、他方の締約国の企業がその企業のために当該一方の締約国内で単に購入したにすぎない商品については、所得の計算上考慮しないものとする。

4 物品の売却によつて取得する所得(次項にいう種類の所得を除く。)は、1の規定の適用上、その物品の売却が行われた國から生ずるものとして取り扱う。

5 企業が一方の締約国内で全部又は一部を製造した物品を他方の締約国内で売却することによつて取

得する所得は、1の規定の適用上、一部分はその物品が製造された國から、一部分はその物品が売却された國から生ずるものとして取り扱う。

6 第四条 両締約国の権限のある当局は、この条約の規定と矛盾しない範囲内で、産業上又は商業上の利得の分配に関する細目を取りきめることができる。

7 第五条

(a) 一方の締約国の企業が他方の締約国の企業の経営上若しくは資金上の支配に直接若しくは間接に参与する場合又は

(b) 同一の個人若しくは法人が一方の締約国の企業及び他方の締約国の企業の経営上若しくは資金上の支配に直接若しくは間接に参加する場合

であつて、そのいすれの場合においても、両企業間に、その商業上又は資金上の関係において独立の企業間に設けられる条件と異なる条件が設けられ、又は課せられるときは、それらの条件がなかつたならば一方の企業の利得となるべきもので、それらの条件のために当該一方の企業の利得とならなかつたものは、その企業の利得に算入して課税することができる。

1 第六条 一方の締約国内に恒久的施設を有しない他方の締約国の居住者は法人が当該一方の締約国内の源泉から取得する使用料に対して当該一方の締約国が課する租税の額は、その使用料の金額の百分の十をとこえないものとする。

5 第七条 1 前項にいう財産の売却から生ずる所得は、その財産が使用されるべき締約国内の源泉から生ずる所得として取り扱う。

2 一方の締約国内に恒久的施設を有しない他方の締約国の居住者は法人が当該一方の締約国の法人から支払を受ける配当に対しても当該一方の締約国が課する租税の額は、その配当の金額の百分の十五をとこえないものとする。

3 一方の締約国の法人が他方の締約国内の源泉から利得又は所得を取得する場合には、当該他方の締約国においては、その法人が支払う配当(当該他方の締約国居住者又は法人に支払うものを除く。)に対するいかなる課税も、また、その法人の留保所得に対する留保所得としての性質を有するいかなる租税の賦課も、当該配当又は留保所得が前記の利得又は所得の

用から生ずる利得に対する租税を免除する第三國に登録されている船舶又は航空機の運用により取得する利得は、当該他方の締約国の租税を免除される。

4 一方の締約国内に恒久的施設を有しない他方の締約国の居住者は法人が著作権、特許権、意匠権、秘密工程及び秘密方式、商標権その他の産業上の考案並びに映画フィルム(使用料の支払が予想されないフィルムを除く。)を売却することにより当該一方の締約国内の源泉から取得する所得に対しても当該一方の締約国が課する租税の額は、収入金額の百分の十五をとこえないものとする。

5 一方の締約国内に恒久的施設を有しない他方の締約国の居住者は法人が当該一方の締約国の法人から支払を受ける配当に対しても当該一方の締約国が課する租税の額は、その配当の金額の百分の十五をとこえないものとする。

6 第八条 1 一方の締約国内に恒久的施設を有しない他方の締約国の居住者は法人が当該一方の締約国の法人から支払を受ける配当に対しても当該一方の締約国が課する租税の額は、その配当の金額の百分の十五をとこえないものとする。

2 一方の締約国の法人が他方の締約国内の源泉から利得又は所得を取得する場合には、当該他方の締約国においては、その法人が支払う配当(当該他方の締約国居住者又は法人に支払うものを除く。)に対するいかなる課税も、また、その法人の留保所得に対する留保所得としての性質を有するいかなる租税の賦課も、当該配当又は留保所得が前記の利得又は所得の

全部又は一部であるとなつたと問  
わざ、行われない。

3 当は、その締約国内の源泉から生  
ずる所得として取り扱う。

第八条

1 一方の締約国内に恒久的施設を  
有しない他方の締約国の居住者又  
は法人が当該一方の締約国内の源  
泉から取得する利子に対し当該

一方の締約国が課する租税の額  
は、その利子の金額の百分の十五  
をこえないものとする。

2 この条において「利子」とは、債  
券、証券、利付証書、社債その他  
のすべての種類の債権(不動産に  
よつて担保される債権又は債券を  
含む)の利子をいう。

3 (a) 一方の締約国(その地方公共  
団体を含む)若しくはその締約  
国のが発行する債券若しく  
は社債又は

(b) その締約国内で預入された預  
金

の利子は、その締約国内の源泉か  
ら生ずる所得として取り扱う。

4 (a) 一方の締約国内に恒久的  
施設を有する他方の締約国の企  
業

(b) 法人又は  
が当該一方の締約  
国内で行う営  
業、事業その他の取引に係る貸付  
金の利子は、当該一方の締約国内  
の源泉から生ずる所得として取り  
扱う。

### 第九条

1 一方の締約国が政府の職務の遂  
行として自國に提供された債務に  
關する所得として取り扱う。

ついて自國の國民である個人に支  
払う給料、賃金、恩給又はこれ  
に類する報酬は、他方の締約国に  
おける租税を免除される。

2 この条の規定は、いすれか一方  
の締約国が利得を得る目的で行う  
営業又は事業に關して提供された  
役務につき支払う給料、賃金、恩  
給又はこれらに類する報酬につい  
ては、適用しない。

第十条

1 一方の締約国の居住者は、他方  
の締約国内でいずれかの課税年度  
において行われた人的役務(自由  
職業を含む)に対する利得又は報  
酬につき、次のことを条件として  
当該他方の締約国における租税を  
免除される。

(a) その居住者が当該他方の締約  
国内に滞在する期間が当該課税  
年度を通じて合計百八十三日を  
こえず、かつ、この役務が当該一方の締約  
国の居住者若しくは法人のために  
又はそれらの者に代つて行われ  
ること。

(b) その役務が当該一方の締約  
国の居住者若しくは法人のために  
又はそれらの者に代つて行われ  
ること。

2 この条の規定は、演劇、映画、  
ラジオ又はテレビジョン関係の俳  
優、音楽家及び職業運動家等の芸  
能人の利得又は報酬については、  
適用しない。

### 第十二条

の締約国における租税を免除され  
る。

### 第十三条

一方の締約国からの学生又は事業  
修習者で他方の締約国内で常時教育  
又は訓練を受けているものは、当該  
他方の締約国において、その生計、  
教育又は訓練のため海外から支払わ  
れる金額について租税を免除され  
る。

### 第十四条

(b) 船舶又は航空機の売却、移転  
又は交換によつて生ずる所得は  
それらの船舶又は航空機が登録  
されている國から生ずるものと  
して取り扱う。

(c) 一方の締約国に企業に屬して  
して他方の締約国内に存在する  
恒久的施設の売却、移転又は交  
換によつて生ずる所得は、その  
恒久的施設が存在する締約國  
から生ずる所得として取り扱  
う。

1 日本国の居住者がこの条約の規  
定に基いてデンマークの租税の免  
除又は解消を受ける権利を有する  
ときは、死亡者の未分割遺産のう  
ち日本國の居住者である一又は二  
以上の受益者の分について同様の  
免除又は解消が適用される。

(d) 株券、債券、社債及びこれらに  
類する資産の売却、移転又は交  
換によつて生ずる資産収益は、  
これらの資産が売却された國か  
ら生ずるものとして取り扱う。

(e) 労働又は人的役務に対する給  
料、賃金又はこれらに類する報  
酬及び自由職業の役務に対する報  
酬は、これらの報酬が支払わ  
れる役務が行われた國の源泉か  
ら生ずる所得として取り扱わ  
れ、また、一方の締約国企業が  
運用する船舶又は航空機におい  
て行われた役務は、当該締約國  
において行われたものとみなさ  
れる。

1 この条約の規定の適用上、  
(a) 不動産から生ずる所得(不動  
産の売却、移転又は交換によつ  
て生ずる収益を含み、不動産に  
よつて担保される債権又は債券  
から生ずる利子を含まない)及  
び鉄山、採石場その他の天然資  
源の運用に關する使用料は、當  
該不動産又は鉄山、採石場そ  
の他の天然資源が存在する國  
から生ずる所得として取り扱  
う。

2 この条の1又は前諸条の規定に  
より源泉が定められていない所得  
は、その所得の受領者がその居住  
者又は法人である締約国内の源泉  
から生ずる所得とみなされる。

### 第十五条

個人を含む。)又は法人に対する日  
本国の租税を決定するに際し、日  
本国の法令に基づいて課税する事  
ができるすべての項目の所得をそ  
の租税の課税標準に含めることが  
できる。(ただし、デンマーク内の  
租税を課せられる所得についてデ  
ンマークの法令に基き、かつ、こ  
の条約の規定に従つて支払われる  
(直接にであると源泉徴収による  
とを問わない)デンマークの租税  
の額は、その所得について支払わ  
れる日本國の租税から、日本國の  
租税が課せられる全所得に対する  
当該所得の割合を日本國の租税の  
額に乗じて得た額を限度として、  
控除されるものとする。

(b) デンマークは、その居住者(デ  
ンマークの租税の課税上デンマー  
クの居住者であり、かつ、日本國  
の租税の課税上日本國の居住者で  
ある個人を含む)又は法人に対す  
るデンマークの租税を決定するに  
際し、デンマークの法令に基いて  
課税することができるすべての項  
目の所得をその租税の課税標準に  
含めることができる。(ただし、日  
本國內の源泉から生じ、かつ、兩  
締約國の租税を課せられる所得に  
ついて、日本國の法令に基き、か  
つ、この条約の規定に従つて支払  
われるデンマークの租税から、デン  
マークの租税が課せられる全所得  
に対する当該所得の割合をデン  
マークの租税の額に乗じて得た額

1 日本国は、その居住者(日本國  
の租税の課税上日本國の居住者で  
あり、かつ、デンマークの租税の  
課税上デンマークの居住者である

を限度として、控除されるものとする。

3 前二項の規定は、第九条、第十一条及び第十二条の規定の適用を妨げるものと解してはならない。

第十六条 両締約国の権限のある当局は、この条約の規定を実施するため、租税規を実施するために必要な情報で両締約国がそれぞれの税法に基いて行政の通常の運営において入手することができるものを交換するものとする。こうして交換された情報は、秘密として取り扱わなければならず、租税の賦課及び徴収に関する事務上若しくは職業上の秘密又は取引の過程を明かにするに至ることを明らかにする者(裁判所を含む)以外のいかなる者にも漏らしてはならない。営業上、事業上、産業上若しくは職業上の秘密又は取引の過程を明かにするようないかなる情報は、交換してはならない。

#### 第十七条

納稅者は、いすれか一方の締約国の税務当局の行為によりこの条約の規定に反して二重課税の結果が生じたこと又は生ずるに至ることを明かにするときは、自己がその居住者又は法人である締約国の権限のある当局に対し異議を申し立てることができる。この申立が正当であると認められるときは、その権限のある当局は、当該二重課税を回避するため、他方の締約国の権限のある当局と合意に達するように努めるものとする。

#### 第十八条

この条約の解釈若しくは適用に関する場合には、両締約国間の条約の関係に関する困難又は疑惑が生じた場合には、両締約国の権限のある当局は、合意によつて問題を解決することができる。もつとも、この規定は、この条約に関する紛争を両締約国間の外交上の経路による交渉によつて解決することを妨げるものと解してはならない。

#### 第十九条

1 この条約の規定は、国際法的一般原則により、外交官及び領事官に対して与えられてきたか又は将來与えられることのある一層広範な免除を享有する権利に影響を及ぼすものではない。

2 この条約の規定は、一方の締約国が租税を決定するに際し、自國の法令によつて現在認められるか又は将来認められるか又は将来認められるか又は免除、減額、控除その他の減免をいかなる形においても制限するものと解してはならない。

3 いすれの一方の締約国の権限のある当局も、この条約の規定の解除及び実施のために必要な定を設けることができ、また、この条約の規定を実施するため直接相互に通信することができる。

#### 第二十条

1 一方の締約国の国民は、他方の締約国において、同様の状況にある当該他方の締約国の国民が課されるか又は課されることがある租税又はこれに関連する要件と異なるか、それよりも高いか又はそれ

よりも重い租税又はこれに関連する要件を課されることはない。

2 一方の締約国の企業は、他方の締約国内に恒久的施設を有するとときは、当該他方の締約国の企業が課されるか又は課されることがある租税又はこれに関連する要件と異なるか、それよりも高いか又はそれ

よりも重い租税又はこれに関連するものと解してはならない。

3 この条約は、五年の期間引き続

き効力を有し、その期間の後は無期限に効力を有するが、いすれの一方の締約国も、少くとも六箇月前に終了の予告を与えることによつて、五年の期間の終りに、又はその後いつでもこの条約を終了させることができ。その後に

は、この条約は、日本国においては、その予告に示された期間が満了した年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度において生ずる所得について、公文において両締約国が政

府間で定められ、かつ、合意され修正は、この目的のために交換する要件を課されることはない。一方の締約国の企業で資本の全部又は一部が他方の締約国の居住者又は法人の一又は二以上によつて所有されているものは、当該一方の締約国内において、当該一方の締約国他の企業で資本の全部又は一部が当該一方の締約国の居住者又は法人の一又は二以上によつて所有されているものが課されるか又は課されることがある租税又はこれに関連する要件と異なるか、それよりも高いか又はそれよりも重い租税又はこれに関連する要件を課されることはない。

#### 第二十二条

1 この条約は、批准されなければならぬ。批准書は、できる限りすみやかに東京で交換されるものとする。

2 この条約は、批准書の交換の日に効力を生ずるものとし、かつ、(a) 日本国においては、

批准書の交換が行われた年の一月一日以後に開始する各課税年度において生ずる所得について、

(b) デンマークにおいては、

批准書の交換が行われた年の四月一日以後に開始する各課税年度の租税について、

適用するものとする。

3 この条約は、五年の期間引き続

き効力を有し、その期間の後は無期限に効力を有するが、いすれの一方の締約国も、少くとも六箇月前に終了の予告を与えることによつて、五年の期間の終りに、又はその後いつでもこの条約を終了させることができ。その後に

は、この条約は、日本国においては、その予告に示された期間が満了した年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度において生ずる所得について、公文において両締約国が政

府間で定められ、かつ、合意され修正は、この目的のために交換する要件を課されることはない。一方の締約国の企業で資本の全部又は一部が他方の締約国の居住者又は法人の一又は二以上によつて所有されているものは、当該一方の締約国内において、当該一方の締約国他の企業で資本の全部又は一部が当該一方の締約国の居住者又は法人の一又は二以上によつて所有されているものが課されるか又は課されることがある租税又はこれに関連する要件と異なるか、それよりも高いか又はそれよりも重い租税又はこれに関連する要件を課されることはない。

#### 第二十三条

1 この条約は、日本国においては、デンマークにおいては、

以上の証拠として、下名の全権委員は、この条約に署名した。

千九百五十九年三月十日にコペンハーゲンで、英語により本書二通を作成した。

日本国のために

田村景一

デンマーク王國のために

J・O・クラーグ

議定書

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とデンマーク王國との間の条約に署名するに當つて、下名の全権委

昌は、同条約の不可分の一部をなす次の規定を協定した。

「報告書は会議録追録に掲載

デンマーク、ノールウェー及びスウェーデン共同航空運送機関たるスカンジナヴィア航空企業組織(SAS)に關し、第五条の規定は、当該航空機がデンマーク、ノール

（松久義義君　たかひさよしゆきくん）なほりおこなはる  
した五件につきまして、外務委員会における審議の經過並びに結果を簡単に御報告申し上げます。

まず、外務省設置法の一部を改正する法律案について御説明申し上げま

登録されているかを問はず、同機関がその航空機の運用によつて取得する利得（同機関のデンマークの構成員が同機関につき有する持分に比例して割り当てられる利得に限る。）について適用する。

一千九百五十九年三月十日にコベン  
ハーベンで、英語により本書二通を  
作成した。

日本國のために  
田付景一  
デンマーク王國のために  
J・O・クラーゲ

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とデンマーク王国との間の条約の締結について承認を求める件の件

參議院議長 松野 鶴平  
衆議院議長 加藤鐸五郎殿

従来、ブラジルはガット第三十五条の規定をわが国に対して援用しており

ましたので、わが国は同國とガット關係になく、従つて、関稅交渉を行なつておりませんでしたが、ブラジルは一昨年八月二十二日にこれが援用を撤回しましたので、同國と關稅交渉を行なうことができるようになり、その結果、ブラジルから十四税目の關稅讓許を獲得するとともに、同國に対して二税目得するとの譲許を与えております。これが実施に移されますならば、關稅引き下げの讓許を与えております。この議定書に掲げられたわが國の關稅讓許は、わが国がこれを適用する旨の通告を方々ト書記局長に対して行なうことにより効力を生ずることになつております、ブラジルも近く同様の手続をとることが予想される次第であります。

わが国とエーゴースラヴィアとの間には、現在、大正十二年に署名された日本国とセルブ・クロアート・スロヴェーナー国間の通商航海条約が復活適用されていますが、この条約は戦後の実情に即しない点もありまして、将来新しい通商航海条約を結ぶ必要が認められていた次第であります。よって、昭和二十八年に新条約締結の交渉が始められましたが、本年に入り、ようやく妥結を見ましたので、二月二十八日にペルグラードでのこの条約が両国の間に署名を見るに至りました。

この条約は、現行の兩国間の通商航海条約を参照して、かつ、戦後わが国が締結した日米、日露通商航海条約、日印、日ソ、日波通商協定等と類似した内容のものであります。

この条約によりまして、わが国とユーロースラヴィアとの間の通商航海関係は現状に即した新たな法的基礎の上に置かれることとなり、両国間の友好関係及び経済関係を一段と発展させるものと考える次第であります。

第五に、デンマークとの租税条約につき申し上げます。

わが国は、デンマーク王国との間に、所得に対する租税に関する、二重課税を回避し及び脱税を防止するための条約を締結するために、昨年十月、デンマーク側代表団の来日を得て、東京において交渉を行い、十月十五日に仮調印を了し、これに基いて、本年三月十日、コペンハーゲンにおいて、これにより両国間の経済及び文化この条約の内容は、さきに結ばれたしたスエーデン及びノルウェーとの間の租税条約とほとんど同様であります。

関係が一段と緊密となることが期待される次第であります。

これらの一の法律案及び第二、第三、第四の三案件はそれぞれ一月二十八日及び三月九日に委員会付託となりました。第五のデンマークとの租税条約は三月十六日予備審査のため委員会付託となり、三月二十五日参議院承認の後、さらに本委員会付託となりました。よつて、会議を開き、政府の提案理由の説明を聞き、質疑を行い、法律案につきましては内閣委員会との連合審査会を開き慎重審議を遂げましたが、詳細は会議録により御了承を願います。

かくて、討論を省略し採決の結果、三月十九日、いずれも全会一致をもつて、法律案は原案の通り可決、また、第二、第三、第四の三案件はいずれも承認、また、第五の租税条約は、三月二十五日、全会一致をもつて承認すべきものと議決いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長(加藤五郎君) これより採決に入ります。

まず、日程第三につき採決いたしました。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(加藤五郎君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

次に、日程第四ないし第六及び所得に対する租税に関する二重課税の回避採決いたします。四件は委員長報告の通り承認するに御異議ありませんか。



じ。)を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその業務を執行する役員の氏名及び住所

二 その建物の所在する場所及び床面積

三 その建物をその店舗の用に供されるため貸し付ける小売商の数及びその小売商が主として販売する物品の種類

四 その建物をその申請に係る許可を受ける日以後にその店舗の用に供されるため貸し付ける小売商から徵するその建物に係る貸付料金の額及びその算出方法

五 前号の小売商からその建物の貸付に係る敷金を徵するかどうか、並びに徵する場合にあつてはその敷金の額及びその算出方法

六 第四号の貸付料金及び前号の敷金(以下「貸付料金等」といふ。)を除くほか、第四号の小売商から、修繕費に関する負担、共益費の負担、第三号の小売商の当該小売商業に係る共通の事項を処理するための経費に関する負担その他のいかなる名目をもつてするかを問わず、その貸付に関し、財産上の利益を徵するかどうか、徵する場合にあつてはその財産上の利益の種類及び額並びにその額の算出方法

2 前項の申請書には、その建物の所在する場所を示す図面、その建物の貸付契約書案その他主務省令の日から一年を経過しない者であること。

で定める書類を添えなければならぬ。

(許可の基準)

第七条 都道府県知事は、第五条第一項の許可の申請があつた場合には、その申請が次の各号の一に該当すると認められる場合を除き、同項の許可をしなければならない。

一 貸付料金等の額が主務省令で定める基準に適合するものでない。

二 前条第一項第四号の貸付料金の算出方法について、その額の全部又は一部がその貸付料金を支払う小売商の売上高に応じて算出される方法が採用されていること。

三 前条第一項第六号の財産上の利益がその財産上の利益に対応する申請者の物若しくは役務の全部又は一部がその貸付料金を提供がないのに徵されているか、又はその財産上の利益の額がその物若しくは役務の対価としては著しく高額なものであること。

四 申請者がこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終り、又はその執行を受けたことがなくなつた日から五年を経過しない者であること。

五 申請者が法人である場合において、その法人の業務を執行する役員の全部又は一部が前号に該当する者であること。

六 申請者が第十一條の規定による許可の取消を受け、その取消の日から一年を経過しない者であること。

2 貸付料金等の基準に係る前項第一号の主務省令は、建物の位置、

小売商の規模その他の小売条件及び類似店舗の貸付料金等その他の経済事情を参照して定めるものとする。

(変更の許可等)

第八条 第五条第一項の許可を受けた者(以下「小売市場開設者」という。)は、第六条第一項第四号から第六号までの事項を変更しようとするとときは、当該都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 都道府県知事は、前項の許可の申請があつた場合には、その申請に係る変更により、第六条第一項第四号から第六号までに掲げる事項が前条第一項第一号から第三号までの各号の一に該当することとなると認められる場合を除き、その許可をしなければならない。

3 小売市場開設者は、第六条第一項第一号から第三号までの事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならない。

3 前二項の規定により小売市場開設者が正當な理由がないのに第五条第一項の許可に係る建物を十以上の小売商の店舗の用に供されためこれらの者に貸し付けない期間が引き続き一年以上にわたることは、その小売市場開設者に係る同項の許可を取り消すことができる。

(許可の取消)

第十一条 都道府県知事は、小売市場開設者が正當な理由がないのに第五条第一項の許可に係る建物を十以上の小売商の店舗の用に供されためこれらに貸し付けないときは、その小売市場開設者に係る同項の許可を取り消すことができる。

(政令への委任)

第十二条 前七条に定めるもののはか、一の地域が指定地域となつた場合及び第五条第一項ただし書きに定められたとおりの区域が制定される場合における必要な経過措置その他の同項の許可に係る必要事項は、政令で定める。

(公正取引委員会の指示等)

第十三条 小売市場開設者は、第五条第一項の許可に係る建物を小売商にその店舗の用に供させるため貸し付ける場合には、第六条第一項第四号から第六号までに掲げる事項が同項の申請書に記載した内容に合致するよう

2 申請者が第十一條の規定による許可の取消を受け、その取消の日から一年を経過しない者でも同様とする。

(承継)

第十一条 第五条第一項の許可に係る建物の全部又は一部の譲渡、貸付又は返却を受けた者は、政令で定めたところによりその建物の全部又は一部に係る小売市場開設者の地位を承継する。

権者となつてゐる当該建物で指定地内にあるものをその店舗の用に供する小売商(同項のただし書きに定める物品の全部がその建物で定める独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和十二年法律第五十四号)第二条第十七項に規定する不公正な取引方法)(以下単に「不公正な取引方法」という。)を用いてると認めるときは、公正取引委員会に対し、この法律の規定に従い必要な措置をとるべきことを求めることができることとなつていい場合その他政令で定める場合を除く。次条第一項及び第十五条第四号において同じ。)が私的の独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和十二年法律第五十四号)第二条第十七項に規定する不公正な取引方法(以下単に「不公正な取引方法」という。)を用いてると認めるときは、公正取引委員会に対し、この法律の規定に従い必要な措置をとるべきことを求めることができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による請求をしたときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に報告しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による請求をしたときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に報告しなければならない。

3 前項の主務大臣は、通商産業大臣及び当該請求に係る小売商の事業を所管する大臣とする。

3 前項の主務大臣は、前項の規定による請求をしたときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に報告しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による請求をしたときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に報告しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による請求をしたときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に報告しなければならない。

3 前項の主務大臣は、通商産業大臣及び当該請求に係る小売商の事業を所管する大臣とする。

3 前項の主務大臣は、前項の規定による請求をしたときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に報告しなければならない。

(請求)

第十三条 都道府県知事は、第五条第一項第二号に規定する者が貸付

2 公正取引委員会が前項の規定による指示をした場合において、小売商がその指示に従つたときは、

小売商のその指示に係る行為については、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第四十八条、第四十九条、第五十三条の三及び第五十四条（違反者に対する勧告、審判手続の開始、審決等）の規定は、適用しない。

（あつせん又は調停）

第十五条 都道府県知事は、次の各号の一に掲げる紛争につき、その紛争の当事者の双方又は一方からあつせん又は調停の申請があつた場合において、中小小売商の事業活動の機会を確保するため必要があると認めるとときは、すみやかに、あつせん又は調停を行うものとする。

一 生産業者がその生産に係る物品について行う一般消費者に対する販売事業に關し、その物品と同種のものを販売する中小小

売商との生産業者との間に生じた紛争。

二 卸売業者がその卸売に係る物

品について行う一般消費者に対する販売事業に關し、その物品と同種のものを販売する中小小

売商との生産業者との間に生じた紛争。

三 前二号に掲げるもののほか、

中小小売商以外の者の行う一般

消費者に対する物品の販売事業

に關し、その者と中小小売商との間に生じた紛争。

四 第五条第一項第二号に規定す

る者が貸付権者となつてある当

該建物で指定地域内にあるもの

をその店舗の用に供する小売商

の販売事業に關し、当該貸付権

者又はこれらの小売商と当該建

物の所在する場所の周辺の地域

内の中小小売商との間に生じた紛争。

小売商のその指示に係る行為については、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第四十八条、第四十九条、第五十三条の三及び第五十四条（違反者に対する勧告、審判手続の開始、審決等）の規定は、適用しない。

（調停員等）

第十六条 都道府県知事は、前条の調停を行わせなければならぬ。

2 前項の調停員は、一事件ごとに、三人以上五人以内とし、公益を代表する者及び当該紛争の当事者の事業に關し学識経験のある者のうちから都道府県知事が委嘱する。

3 第一項の調停員は、前条の調停を行ふ場合には、調停案を作成し、これを当事者の双方に示してその受諾を勧告するものとする。

4 都道府県知事は、前項の規定による勧告があつた場合において、中小小売商の事業活動の機会を確保するため必要があると認めときは、その紛争の当事者の双方又は一方に対し、その紛争を解決するため必要な勧告をすることができる。

2 前項の主務大臣は、その勧告の対象となる者の当該事業を所管する大臣（その勧告の対象となる者が特別の法律によつて設立された組合又は連合会であるときは、その勧告の対象となる者の当該事業を所管する大臣及びその組合又は連合会を所管する大臣）とす。

3 主務大臣は、第一項の規定による勧告をしようとするときは、通常産業大臣に協議しなければならない。

2 第八条第三項又は第十条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

3 第十九条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

2 第十九条第一項の規定による報告を拒み、妨げ、又は忌避した者

3 第十九条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

2 第二十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他従業者が、その法人又は人の業務に關し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本

条の刑を科する。

2 第二十五条 第二条第一項の規定による禁止に違反し、又は同条第二項の規定による命令に違反した者（法人にあつては、業務を執行する役員）は、一万円以下の過料に処する。

会を確保するため特に必要があると認めるときは、その紛争の当事者の双方又は一方に対し、その紛争を解決するため必要な勧告をすることができる。

第十八条 主務大臣は、第十五条各号の一に掲げる紛争（同条のあつせん又は調停が行われているものと除く。）につき、都道府県知事が、その申出があつた場合において、中小小売商の事業活動の機会を確保するため特に必要があると認めときは、その紛争の当事者の双方又は一方に対し、その紛争を解決するため必要な勧告をすることができる。

2 第二十条 この法律の規定によつて処分に對して不服のある者は、その旨を記載した書面をもつて、その処分をした都道府県知事に対し、異議の申立をすることができる。

2 第二十一条 第二条第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

2 第二十二条 次の各号の一に該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第五条第一項の規定に違反して同項に規定する貸付契約を結んだ者は、

2 第二十三条 次の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

一 第二十九条第一項の規定による

2 第二十九条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

2 第二十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他従業者が、その法人又は人の業務に關し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の刑を科する。

2 第二十五条 第二条第一項の規定による禁止に違反し、又は同条第二項の規定による命令に違反した者（法人にあつては、業務を執行する役員）は、一万円以下の過料に処する。

題名を次のように改める。

**小売商業調整特別措置法**

令に違反した組合の理事は、一万円以下の過料に処する。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。

2 中小企業庁設置法(昭和二十三年法律第八十三号)の一項を次のように改正する。

第三条第一項第七号の次に次の二号を加える。

(昭和 年法律第 号)の施行に關すること。

第四条第四項中「第六号及び第七号並びに」を「第六号から第七号の二まで及び」に改める。

第三条から第九条までを次のように改める。

(小売市場の許可)

第三条 政令で指定する市(特別区を含む。以下同じ。)の区域(以下「指定地域」という。)内の建物については、都道府県知事の許可を受けた者でなければ、小売市場(その全部又は一部が政令で定める物品を販売する場合に限る。)の店舗の用に供されるものをいう。

二 その建物の所在する場所及び所

一 申請者の氏名又は名称及び業務を執行する役員の氏名及び住所並びに法人についてのその業務を譲り渡す小売商に貸し付け、又は譲り渡す床面積

三 その建物をその店舗の用に供されるため貸し付け、又は譲り渡す小売商の数及びその小売商が主として販売する物品の種類

四 その建物をその申請に係る許可を受ける日以後にその店舗の用に供させるため貸し付ける小売商から徴するその他の貸付条件

三 前二項の規定の適用について

は、屋根、柱又は壁を共通にする建物及び同一敷地内の二以上の棟をなす建物は、これを一の建物とし、建物に附属建物があるときは、これを合せたものをもつて一の建物とする。

小売商業特別措置法案に対する修正案 小売商業特別措置法案に対する修正案

小売商業特別措置法案の一部を次のように修正する。

じ)に協議しなければならない。

ただし、同項の許可を受けようとする者が当該市長である場合は、

この限りでない。

(許可の申請)

第四条 前条第一項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書をその建物の所在する場所を管轄する都道府県知事に、その建物の所在する市の市長を経由して、提出しなければならない。

一 当該小売市場が開設されることにより、当該小売市場内の小売商と周辺の小売市場内の小売商との競争又は当該小売市場内の小売商と周辺の小売商との競争が過度に行われることとなり

そのため中小小売商の経営が著しく不安定となるおそれがあること。

二 前条第一項第四号の貸付条件又は譲渡条件が主務省令で定められた基準に適合するものでないこと。

三 申請者がこの法律の規定に反して刑に処せられ、その執行を終り、又はその執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者であること。

四 申請者が法人である場合において、その法人の業務を執行する役員の全部又は一部が前号に該当する者であること。

五 申請者が第十条第一項の規定による許可の取消を受け、その取消の日から一年を経過しない者であること。

(経過措置)

第六条 次の各号に掲げる建物をそ

の店舗の用に供する小売商に貸し付けている者は、その建物につき、当該各号に掲げる時に、その建物の所在する場所を管轄する都

(許可の基準)

第五条 都道府県知事は、第三条第一項の許可の申請があつた場合に

は、その申請が次の各号の一に該当すると認められる場合を除き、同項の許可をしなければならない。

二 指定地域内の建物が、第三条第一項の物品を定める政令が制定され又は改廃されたことによ

り、小売市場とされるときにおけるその建物、その建物が小売市場とされることとなつた時

一 指定地域内において、小売市場となつてゐる建物、その

地域が指定地域となつた時

一 当該小売市場が開設されることにより、当該小売市場内の小

売商と周辺の小売市場内の小売商との競争又は当該小売市場内の小売商と周辺の小売商との競争が過度に行われることとなり

そのため中小小売商の経営が著しく不安定となるおそれがあること。

二 前条第一項第四号の貸付条件又は譲渡条件が主務省令で定められた基準に適合するものでないこと。

三 申請者がこの法律の規定に反して刑に処せられ、その執行を終り、又はその執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者であること。

四 申請者が法人である場合において、その法人の業務を執行する役員の全部又は一部が前号に該当する者であること。

五 申請者が第十条第一項の規定による許可の取消を受け、その取消の日から一年を経過しない者であること。

(経過措置)

第六条 次の各号に掲げる建物をそ

の店舗の用に供する小売商に貸し

付けている者は、その建物につ

き、当該各号に掲げる時に、その建物の所在する場所を示す図面、その建

物の貸付契約書の写その他の貸付条件

金の額その他の貸付条件

三 前項の届出書には、その建物の

所在する場所を示す図面、その建

物の貸付契約書の写その他の貸付

条件

三 前項の届出書には、その建物の

所在する場所を示す図面、その建

物の貸付契約書の写その他の貸付

条件

三 前項の届出書には、その建物の

所在する場所を示す図面、その建

物の貸付契約書の写その他の貸付

条件

三 前項の届出書には、その建物の

道府県知事から第三条第一項の許可を受けたものとみなす。

一 一の地域が指定地域となつた際現にその地域内において、小

売市場となつてゐる建物、その

地域が指定地域となつた時

一 当該小売市場が開設されることにより、当該小売市場内の小

売商と周辺の小売市場内の小売商との競争又は当該小売市場内の小売商と周辺の小売商との競争が過度に行われることとなり

そのため中小小売商の経営が著しく不安定となるおそれがあること。

二 前条第一項第四号の貸付条件又は譲渡条件が主務省令で定められた基準に適合するものでないこと。

三 申請者がこの法律の規定に反して刑に処せられ、その執行を終り、又はその執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者であること。

四 申請者が法人である場合において、その法人の業務を執行する役員の全部又は一部が前号に該当する者であること。

五 申請者が第十条第一項の規定による許可の取消を受け、その取消の日から一年を経過しない者であること。

(経過措置)

第六条 次の各号に掲げる建物をそ

の店舗の用に供する小売商に貸し

付けている者は、その建物につ

き、当該各号に掲げる時に、その建物の所在する場所を示す図面、その建

物の貸付契約書の写その他の貸付

条件

三 前項の届出書には、その建物の

所在する場所を示す図面、その建

物の貸付契約書の写その他の貸付

条件

**第八条** 小売市場開設者は、第三条  
第一項の許可に係る建物を小売商  
にその店舗の用に供させるため貸

第三条第四項の規定は、第一項の規定による処分に準用する。  
(貸付契約等を結ぶ場合の基準)

3 小売市場開設者は、第四条第二項第一号から第三号までの事項に変更があったとき（第一項第一号に該当する場合を除く。）は、逓減なく、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならない。

「当該小売市場が開設される」とより、「申請に係る床面積を増加することにより」読み替えるものとする。

申請があつた場合には、その申請に係る変更により、同項第一号に係る申請にあつては第五条第一号に、同項第二号に係る申請にあつては同条第二号に該当することとなると認められる場合を除き、その許可をしなければならない。この場合において、第五条第一号中

二 第四条第一項第四号の貸付条件又は譲渡条件を変更しようとするとき(前条第一項の規定により第三条第一項の許可を受けたものとみなされた者にあつては、前条第二項第二号の貸付条件と異なる条件で貸し付けようとするとき)。

県知事の許可を受けなければなら  
ない。

し付け、又は譲り渡す場合には、第四条第一項第一号及び第四号に掲げる事項（第六条第一項の規定により第三条第一項の許可を受けたものとみなされた者にあつては、第四条第一項第二号に掲げる事項及びその建物を第六条第二項に係る届出書の提出があつた日以後にその店舗の用に供させるため貸し付ける小売商から徵するその建物に係る貸付料金の額その他の貸付条件）が第四条第一項の申請書（第六条第一項の規定により第三条第一項の許可を受けたものとみなされた者にあつては、第六条第二項の届出書）に記載した内容（その変更について前条第一項の許可を受けたときは、その許可に係る変更後の内容）に合致するよう貸付契約又は譲渡契約を結ばなければならぬ。貸付契約又は譲渡契約を変更する場合も、同様とする。

第十一条中「第五条第一項」を「第三条第一項」に改め、同条を第九条とする。

第十一条中「第五条第一項」を「第三条第一項」に、「貸し付けない期間」を「貸付又は譲渡をしない期間」に改め、同条に次の二項を加え、同条を第十条とする。

2 第三条第四項の規定は、前項の規定による処分に準用する。

第十二条中「前七条」を「前八条」に、「第五条第一項ただし書に規定する政令」を「第三条第一項の物品を定める政令」に改め、同条を第十一条とする。

第十三条第一項中「第五条第一項第二号に規定する者が貸付権者とな

第十九条第一項中「第五条第一項を「第三条第一項」に改める。

第二十一条中「第四条、第六条第二項及び第七条第一項第一号」を「第四条第二項、第五条第二号、第六条第二項第三項及び第十四条」に改める。

第二十二条第二号中「第九条」を「第八条」に、「貸付契約」を「貸付契約若しくは譲渡契約」に改め、同条第三号中「第五条第一項又は第六条第二项第一項」を「第三条第一項又は第七条第一項」に改め、同条第一号を「第三条第一項」に改める。

一 第三条第一項の規定に違反した者

第二十三条第一号中「第八条第一項又は第十条第三項」を「第六条第二項、第七条第三項又は第九条第二項」に改める。

第二十六条を削る。

附則第二項中「小売商業特別措置法」を「小売商業調整特別措置法」に改める。

附則に次の二項を加える。

(消費生活協同組合法の一部改正)  
3 消費生活協同組合法(昭和二十二年法律第二百号)の一部を次のように改正する。

第十二条に次の四項を加える。

4 当該行政庁は、前項但書の旨に依り、その申請があつた場合において、組合がその組合員以外の者に物品の供給事業(物品を加工し、又は修理する事業を含む。以下本条において同じ。)を利用させることによつて中小小売業の事業活動に影響を及ぼす利益を著しく害するおそれがあると認めた場合は、

5 当該行政庁は、必要があると認めるときは、第三項但書の許可を受けていない組合に対し、次の措置をとるべきことを命ずることができる。

一 組合員以外の者には物品の供給事業を利用させない旨を物品の供給事業を行なう場所に明示すること。

二 組合員であることが不明りようである者に対しては組合員である旨を示す証明書を提示しなければ、物品の供給事業を利用させないこと。

6 厚生大臣及び通商産業大臣は、必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、前項の措置をとるべきことを指示することができる。

7 通商産業大臣は、必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、組合が組合員以外の者に物品の供給事業を利用させている状況に關して必要な報告を求めることができる。

第八条の次に次の一条を加える。

第一百条の二 組合の理事であつて第十二条第五項の規定による命令に違反した者は、これを一万元以下の過料に処する。

昭和二十四年三月二十五日 衆議院会議録第二十九号 石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案外一案

六七四

を改正する法律案及び小売商業特別措置法案について、商工委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

現行法は石炭鉱業の合理化をはかる目的をもって昭和三十年に制定されたのであります。本法律に基いて石炭鉱業整備事業団が設立され、自來、今日まで非能率炭鉱の買い上げを行い、着々とその成果を上げてきたのであります。しかしながら、石炭業界は、昨年秋以来、きわめて深刻な不況に見舞われおりまして、これに対処するためには、従来の三百三十万トンの買い上げワクをさらに百万トン増加する必要が生じて参ったのであります。

以上の理由によって本案が提出されたのであります。その内容は、石炭鉱業整備事業団の買い上げ業務に必要な費用に充てている鉱業権者及び鉱業権者の納付金の納付期間を、現行の五年よりさらに一年延長して六年とするものであります。

本案は、三月三日政府委員より提案理由の説明を聴取し、以來、慎重

な審議を重ねたのであります。その詳細は委員会議録を御参照願いまして、申し上げます。

三月二十日に至り質疑を終了しましたので、引き続き採決に付しましたところ、全会一致で審議を終らなければなりません。そこで、小売商業が国民経済上きわめて重要な分野を占めていることは、あらためて申し上げるまでもありませんが、わ

なる、採決後、渡邊本治君より、自由民主党、日本社会党両党共同提案による附帯決議案が提出されました。

政府は、本法の施行にあたり、特に次の諸点について適切な措置を講すべきである。

一、石炭需給の安定を図るため、需給調整機構を確立する等、速やかに抜本的方策を樹立すること。

二、離職労働者の就業対策について、総合的、計画的な施策を樹て、万遺憾なきを期すること。

なお、この一環として、中央並びに地方に石炭鉱業離職者対策協議会を設置すること。

三、離職労働者対策事業の実施にあつては、地方自治体の財政負担を極力軽減せしめるよう措置することともに、離職者の吸収に、最も適切、有効な鉱害復旧事業の拡大について特段の考慮を払うこと。

四、離職労働者の退職金(労働協約、就業規則等において定めあるもの)については未払賃金に準じ、石炭鉱業整備事業団の炭鉱買収金より弁済が受けられるよう措置すること。

以上であります。

採決に付しましたところ、全会一致をもつて提案通りの附帯決議を付すことになりました。

次に、小売商業特別措置法案について申し上げます。

小売商業が国民経済上きわめて重要な分野を占めていることは、あらためて申し上げるまでもありませんが、わ

が国の人口増加とともに、小売商の数は年々増加の一途をたどり、小売商相互間の競争はいよいよ激甚となつております上に、小売商以外の者の進出によりても著しい圧迫を受け、中小小売商は深刻な経営不振と不安定に悩んでおります。

かかる現状にかかる実情であります。かかる現状にかんがみ、小売商業の秩序の正常化をはかる目的をもつて、さきに、去る第二十六回国会に小売商業特別措置法案が提案されたのであります。審議未了に終りましたので、本国会においては、これに再検討を加えた上、提出されたものであります。

本案の内容を簡単に申し上げますと、第一に、都道府県知事は、購買会の事業が中小小売商の利益を著しく害すると認めるときは、その員外利用を禁止し、さらに必要があれば、禁止を確保するための命令を出し得ることとする点であります。

第二は、消費生活協同組合からの員外利用の許可申請があつた場合、行政庁は、員外利用によって中小小売商の利益が著しく害されるおそれがあると認めるとときは、許可を与えてはならないこととし、さらには員外利用を未然に防止するため必要な命令を発することができるところとする点であります。

第三は、五大市において特に乱立が目立つている小売市場につきまして、市場業者の貸付契約は都道府県知事の許可を要することとし、小売市場の乱立を防止するとともに、市場内の不公平取引につき知事及び公正正取引委員会が必要な措置をとることができます。

第四は、生産業者または卸業者等の所在する市の市長を經由せしめるとともに、許可に当つて知事は市長に協議しなければならないこととすること。第四に、指定地域内で、製造業者または卸業者が指定商品の小売業を兼営するときは、都道府県知事に届け出なければならないという規定を設けます。

第五は、都道府県知事のあつせんまたは調停を行うこととし、さらに必要があれば、知事及び主務大臣が当事者に対し勧告ができることとする点であります。

第六に、指定期間に内に、製造業者または卸業者が指定期間内に、製造業者または卸業者が指定期間に内に、製造業者または卸業者が指定期間に内に、

協議しなければならないこととすること。第五に、都道府県知事のあつせんまたは調停等は、物品の流通秩序の適正を期するといふ観点に立つて行うこととする点等であります。

かくして、同日、引き続き採決を行いましたところ、全会一致をもつて本案は修正案の通り修正すべきものと決しました。

本案は、昨年十二月十日当委員会に付託され、十六日政府委員より提案理由の説明を聴取し、十九日、別途日本社会党より提案された商業調整法案と並行して質疑に入りました。

以来、熱心な質疑を続けるとともに、本年二月五日には関係業界等の参考人より意見を聞く等、慎重な審議を

行い、さらに審査の方全を期するた

め、二十六日に小売商業特別措置法案

の審査に當らめたのであります。小委員会は、九回にわたつて会議を開き

検討を重ねた結果、三月二十日至り結論を得て、昨二十四日の本委員会に

おいて小平小委員長よりその報告がなされ、同時に、本案に対する修正案が提出されたのであります。

その大要是、第一に、法律の題名を

小売商業調整特別措置法に改めるこ

と。第二に、消費生活協同組合に対する員外利用の許可及び措置命令について規定することとし、なお、内容に若干の修正を加えること。第三に、小

売市場については、貸付のみならず、譲渡についても許可を要することとし

て認めます。よつて、両案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(加藤謙五郎君) 御異議なしと認めます。よつて、両案は委員長報告の通り決しました。

## 日程第九 漁船法の一部を改正す

る法律案(農林水産委員長提出)

## 日程第十 薦糸価格の安定に関する臨時措置法の一部を改正する

法律案(内閣提出)

## 日程第十一 酪農振興法の一部を改正する

法律案(内閣提出)

○議長(加藤錦五郎君) 日程第九は、委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(加藤錦五郎君) 御異議なしと認めます。

日程第九、漁船法の一部を改正する

法律案、日程第十、薦糸価格の安定に

関する臨時措置法の一部を改正する法

律案、日程第十一、酪農振興法の一部

を改正する法律案、右三案を一括して

議題といたします。委員長の趣旨弁明及び報告を求めます。農林水産委員会

理事吉川久衛君。

漁船法の一部を改正する法律案を提出する。

昭和三十四年三月二十日

提出者

農林水産  
委員長 松浦周太郎

漁船法の一部を改正する法律

第十九条第一項中「漁船は、」を「漁船(総トン数一トン未満の無動力漁船を除く。)は、」に改める。

## 第十二条中「前条」を「第十二条」に改める。

## 附則

この法律は、公布の日から施行する。

## 理由

總トン数一トン未満の無動力漁船については、登録しないこととする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

## 薦糸価格の安定に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和三十四年一月三十一日

内閣総理大臣 岸 信介

薦糸価格の安定に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

議題といたします。委員長の趣旨弁明及び報告を求めます。農林水産委員会

理事吉川久衛君。

漁船法の一部を改正する法律案を提出する。

昭和三十四年三月二十日

提出者

農林水産  
委員長 松浦周太郎

漁船法の一部を改正する法律

第十九条第一項中「漁船は、」を「漁

船(総トン数一トン未満の無動力漁

船を除く。)は、」に改める。

る数量の範囲内のものについては、同年四月一日から五月三十日までの範囲内において政令で定める期日」

を「又は昭和三十五年五月三十一日(政令で、数量及び昭和三十四年四月一日から五月三十日まで又は昭和三十五年四月一日から五月三十日までの範囲内で期日を定めた場合に

は、その政令で定める数量の範囲内のものについては、当該政令で定める期日」に改める。

月一日から五月三十日まで又は昭和三十五年五月一日から五月三十日までの範囲内で期日を定めた場合に

は、その政令で定める数量の範囲内のものについては、当該政令で定める期日」に改める。

第五条第三項中「二百億円」を「昭和三十四年五月三十日を経過してなお会社が保管するもの(第一項の規定により政令で数量及び昭和三

四年四月一日から五月三十日までの範囲内の期日が定められた場合に

は、その政令で定める期日から同年五月三十日までに政府が買入入れるものと含む。)については二百億円、昭和三十五年五月三十日を経過してなお会社が保管するもの(同項の規定により政令で数量及び昭和三十五年五月三十日までの範囲内の期日が定められた場合に

は、その政令で定める期日から同年五月三十日までに政府が買入入れるものと含む。)については五十億円」に改める。

第五条第四項中「昭和三十四年六月三十日」を「昭和三十五年五月三十日」に改める。

第三条第一号中「一万一千二百五十分」に、「數量」を「数量のもの」に改める。

第五条第一項中「(政令で数量を定めた場合において、その政令で定め

り政令で数量及び期日が定められた場合にその政令で定める期日を経過してなお保管する生糸又は乾糸で当該政令で定める数量の範囲内のもの

にあつては当該政令で定める期日からそれぞれその期日を含む年六月三十日」に改める。

第九条中「昭和三十四年五月三十一日」を「昭和三十五年五月三十一日」に改める。

月一日から五月三十日まで又は昭和三十五年五月一日から五月三十日までの範囲内で期日を定めた場合に

は、その政令で定める数量の範囲内のものについては、当該政令で定める期日」に改める。

第六月三十日まで、第一項の規定によ

り政令で数量及び期日が定められた場合にその政令で定める期日を経過してなお保管する生糸又は乾糸で当該政令で定める数量の範囲内のもの

にあつては当該政令で定める期日からそれぞれその期日を含む年六月三十日」に改める。

この法律は、公布の日から施行する。

右

国会に提出する。

昭和三十四年一月一十六日

内閣総理大臣 岸 信介

薦糸価格の安定に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

議題といたします。委員長の趣旨弁明及び報告を求めます。農林水産委員会

理事吉川久衛君。

漁船法の一部を改正する法律案を提出する。

昭和三十四年三月二十日

提出者

農林水産  
委員長 松浦周太郎

漁船法の一部を改正する法律

第十九条第一項中「漁船は、」を「漁

船(総トン数一トン未満の無動力漁

船を除く。)は、」に改める。

## 酪農振興法の一部を改正する法律

(昭和二十九年法律第百八十二号)

酪農振興法(昭和二十九年法律第百八十二号)の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

## 目次

## 第一章 総則(第一条・第二条)

## 第二章 集約酪農地域

## 第一節 集約酪農地域の指定

## 第二節 集約酪農地域における草地の改良等(第八

## 条・第九条)

## 第三節 集約酪農地域に係る集乳施設及び乳業施設

## 第四章 生乳等の取引(第十九

## 条—第二十四条の二)

## 第五章 生乳等の取引(第十九

## 条—第二十四条の二)

## 第六章 牛乳及び乳製品の消費の増進等に関する措置(第二十

## 四条の三・第二十

## 五条の二)

## 第七章 生乳等の取引(第二十

## 四条の三・第二十

## 五条の二)

## 第八章 牛乳及び乳製品の消費の増進等に関する措置(第二十

## 四条の三・第二十

## 五条の二)

## 第九章 雜則(第二十七条—第二

## 十九条)

## 第十章 雜則(第二十七条—第二

## 十九条)

## 第十一章 雜則(第二十七条—第二

## 十九条)

## 第十二章 雜則(第二十七条—第二

## 十九条)

## 第十三章 雜則(第二十七条—第二

## 十九条)

## 第十四章 雜則(第二十七条—第二

## 十九条)

## 正」を並びに生乳等の取引の公正並びに牛乳及び乳製品の消費の増進に「急速な普及促進」を「健全な発達」に改める。

昭和三十四年三月二十六日

内閣総理大臣 岸 信介

## 附則

第一条中「及び生乳等の取引の公正並びに牛乳及び乳製品の消費の増進に「急速な普及促進」を「健全な発達」に改める。

昭和三十四年三月二十六日

内閣総理大臣 岸 信介

附則

第一条中「及び生乳等の取引の公正並びに牛乳及び乳製品の消費の増進に「急速な普及促進」を「健全な発達」に改める。

昭和三十四年三月二十六日

昭和三十四年二月二十五日 衆議院会議録第二十九号 漁船法の一部を改正する法律案外二案

第八条を削る。  
第二章第二節の節名を次のよう  
改める。

第二節 集約酪農地域にお  
ける草地の改良等

第一章第二節中第九条を削り、第十  
条の見出し並びに同条第一項及び  
第四項から第六項までの規定中「又  
は市町村」を削り、同条第一項中「前  
条の規定により定められた計画」を  
「酪農振興計画」に、「その区域内に  
ある草地」を「集約酪農地域の区域内  
にある草地」（主として家畜の放牧又  
はその飼料若しくは敷料の採取の目  
的に供される土地をいう。以下同  
じ。）に改め、同条第二項及び第三  
項中「又は市町村長」を削り、同条第  
二項中「事項を定めて」の下に「省令  
で定める手続により、これを公表す  
るとともに、」を加え、「又は政令で  
定める使用収益の権利」と、使用貸  
借による権利又はその他の使用収益  
を目的とする権利に改め、同条を第八  
条とし、第十二条を第九条とする。

第二章第三節の節名中「集約酪農  
地域における」を「集約酪農地域に係  
る」に改め、同節中第十二条を第十  
条とし、第十三条中「酪農事業施設  
を」「酪農事業施設（第十三条第一  
項の規定による届出がなされている  
ものを除く。）を」に改め、同条を第  
十二条とし、第十四条第二項中「第  
十二条第二項」を「第十二条第二項に  
改め、同条を第十二条とし、同条の  
次に次の一条を加える。

(指定地域における酪農事業施設  
の届出等)  
第十三条 集約酪農地域の周辺の地  
域のうち、その地域内に酪農事業

施設を設置すればその酪農事業施  
設が輸送条件から見てその集約酪  
農地域の区域内の生乳の生産者の  
相当部分から継続して生乳の供給  
を受けることができると認められ  
る地域で農林大臣の指定するもの  
(以下「指定地域」という。)の区域  
内において、酪農事業施設を新た  
に設置しようとする者は、省令で  
定める手続に従い、都道府県知事  
に届け出なければならない。指定  
地域の区域内に設置されている酪  
農事業施設につき前条第一項の省  
令で定める変更をしようとする者  
についても、同様とする。

2 都道府県知事は、前項の規定に  
よる届出があつた場合において、  
当該集約酪農地域における生乳の  
生産者及び当該生乳の生産者から  
生乳を買い受け乳業を行う者の  
経営の健全な発展に資するため必  
要があると認めるときは、あらか  
じめ農林大臣の承認を受けて、そ  
の届出をした者に対し、その届出  
に係る事項に關し、当該集約酪農  
地域に係る酪農事業施設の配置を  
適正なものとするために必要な勧  
告をすることができる。

3 第十二条の規定は、第一項の規  
定による農林大臣の指定があつた  
場合において、その指定の際現に  
その指定地域の区域内において酪  
農事業施設を設置している者につ  
いて準用する。

4 第十五条中「集約酪農地域」の下  
に「若しくは指定地域」を加え、同  
条を第十四条とする。

5 第十六条第一項中「第十二条第  
一項又は第十四条第一項」を「第十  
二条第二項」に改め、同条を第十二  
条とし、第十三条を第十二条とし、  
同条の次に次の一条を加える。

(指定地域における酪農事業施設  
の届出等)

六 市町村、農業協同組合又は農  
業協同組合連合会の行う草地改  
良事業に關すること。

七 前号に掲げるもののほか、草  
地の造成、改良及び保全、飼料の生  
産並びに飼料の購入に關するこ  
と。

八 その他酪農經營の改善を図る  
ために必要な事項。

九 前六号に掲げる事項を行なう場  
合における所要資金の額及びそ  
の調達方法並びにその全部又は  
一部を借り金による場合にあつ  
てはその償還方法。

10 酪農經營改善計画は、當該計画  
作成することができる。

11 その区域内における乳牛の飼  
養頭数及び飼養密度、その区域  
内の農用地の利用に関する条件  
並びにその区域内で生産される  
生乳の販売に関する条件が省令  
で定める基準に適合する市町村  
の届出をした者に對し、その届出  
に係る事項に關し、当該集約酪農  
地域の区域の一部である

12 その区域内の農業者の農業經  
營の条件に応する酪農經營の改  
善の条件を定めるものとする。

13 酪農經營改善計画で、その計画  
に係る地域の全部又は一部が集約  
酪農地域の区域の一部であるもの  
については、前項の規定によるは  
か、当該計画の内容がその集約酪  
農地域に係る酪農振興計画の内容  
と調和するものでなければならな  
い。

14 酪農經營改善計画で、その計画  
に係る地域の全部又は一部が集約  
酪農地域の区域の一部であるもの  
については、前項の規定によるは  
か、当該計画の内容がその集約酪  
農地域に係る酪農振興計画の内容  
と調和するものでなければならな  
い。

15 市町村は、第一項の規定により  
酪農經營改善計画を作成する場合  
において、當該計画の内容として  
當該計画に係る地域の全部又は一  
部をその地区の全部又は一部とす  
る農業協同組合又は農業協同組合  
連合会が行うべき事項について定  
めたる条例又は當該農業協同組合若し

条第一項又は第十二条第一項】に  
改め、同条を第十五条とする。

16 第十七条を第十六条とし、第十  
八条を第十七条とし、第二章の次  
に次の二章を加える。

第二章の二 酪農經營改善計  
画

(酪農經營改善計画)

第十八条 次の各号の一に該当する  
市町村は、その区域内における酪  
農經營の改善を図るため、省令で  
定める手續により、その区域内の  
酪農經營農業者の意見を聞き、こ  
れを基礎として、これらの者の酪農  
經營の改善を図るための計画(以  
下「酪農經營改善計画」という。)を  
作成することができる。

17 市町村は、酪農經營改善計画を  
作成したときは、遅滞なく、これ  
を公示しなければならない。

18 市町村は、酪農經營改善計画の  
変更をするには、省令で定める手續  
により、その変更しようとする部分につ  
き、その区域の内に酪農經營農業者  
の意見を聞き、これを基礎として  
変更計画を作成しなければならない。

19 前六号に掲げる事項を行なう場  
合における所要資金の額及びそ  
の調達方法並びにその全部又は  
一部を借り金による場合にあつ  
てはその償還方法。

20 酪農經營改善計画は、當該計画  
作成することができる。

21 市町村は、酪農經營改善計画を  
作成したときは、遅滞なく、これ  
を公示しなければならない。

22 市町村は、酪農經營改善計画の  
変更をするには、省令で定める手續  
により、その変更しようとする部分につ  
き、その区域の内に酪農經營農業者  
の意見を聞き、これを基礎として  
変更計画を作成しなければならない。

23 前条第三項から第七項までの規  
定は、前項の酪農經營改善計画の  
変更について適用する。

(草地改良事業についての規定の  
準用)

第十八条の三 第八条第二項から第  
五項までの規定は、市町村、農業  
協同組合又は農業協同組合連合会  
が、第十八条第七項の規定により公  
示した酪農經營改善計画に基き草  
地改良事業を行なう場合及び酪農經  
營改善計画に係る市町村の区域内  
にある草地又はその保全若しくは  
利用上必要な施設につき災害復旧  
事業を行なう場合に準用する。この場  
合において、同条第五項中「条例」  
とあるのは「それぞれ当該市町村  
の条例又は當該農業協同組合若し

めようとするときは、省令で定め  
る手続により、当該農業協同組合  
又は農業協同組合連合会に協議し  
なければならない。

24 都道府県知事は、市町村からの申  
出があつたときは、その作成に関  
し必要な助言、勧告その他の援助  
を行なるものとする。

25 都道府県知事は、市町村から申  
出があつたときは、その作成に關  
し必要な助言、勧告その他の援助  
を行なるものとする。

26 都道府県知事は、市町村から申  
出があつたときは、その作成に關  
し必要な助言、勧告その他の援助  
を行なるものとする。

27 市町村は、酪農經營改善計画を  
作成したときは、遅滞なく、これ  
を公示しなければならない。

28 市町村は、酪農經營改善計画の  
変更をするには、省令で定める手續  
により、その変更しようとする部分につ  
き、その区域の内に酪農經營農業者  
の意見を聞き、これを基礎として  
変更計画を作成しなければならない。

29 前条第三項から第七項までの規  
定は、前項の酪農經營改善計画の  
変更について適用する。

(草地改良事業についての規定の  
準用)

第十八条の三 第八条第二項から第  
五項までの規定は、市町村、農業  
協同組合又は農業協同組合連合会  
が、第十八条第七項の規定により公  
示した酪農經營改善計画に基き草  
地改良事業を行なう場合及び酪農經  
營改善計画に係る市町村の区域内  
にある草地又はその保全若しくは  
利用上必要な施設につき災害復旧  
事業を行なう場合に準用する。この場  
合において、同条第五項中「条例」  
とあるのは「それぞれ当該市町村  
の条例又は當該農業協同組合若し

くは農業協同組合連合会の規約」と読み替えるものとする。

第十九条の次に次の二条を加える。

(売買価格等の約定)

第十九条の二 生乳等取引契約での存続期間が三十日をこえるものについては、当事者は、少なくとも、その生乳等取引契約の存続期間の最初の三十日につき、生乳等の売買価格及び数量並びに生乳等及びその代金の受渡しの方法を約定しておかなければならぬ。

2 前項に規定する生乳等取引契約で、生乳等の充買価格若しくは数量又は生乳等若しくはその代金の受渡しの方法がその生乳等取引契約の存続期間の一部について約定されていないものについては、当事者は、その約定されていない期間の開始する日から省令で定める一定期間前までに約定しよとする内容を明らかにして相手方に申し出て、当該期間の開始するまでに成約するよう努めなければならぬ。

(組合等が当事者となる契約等についての勧告)

第十九条の三 農林大臣又は都道府県知事は、生乳の生産者を直接又は間接の構成員として、その構成員の生産する生乳の販売事業を行な農業協同組合又は農業協同組合連合会(以下この条において「組合等」という。)が、省令で定めるところにより、乳業を行う者に対し、案を示して生乳等取引契約又は生乳等取引契約に関する農業協同組合法(昭和二十二年法律第二百三十二号)

第十一条第一項第一号の団体協約の締結又は変更のため交渉をした旨の申込をし、かつ、その申込をした旨を農林大臣又は都道府県知事に申し出た場合において、生

乳等の取引の公正を確保するため特に必要があると認めるときは、その乳業を行う者に対し、その生乳等取引契約又は団体協約の締結最初の三十日につき、生乳等の売買価格及び数量並びに生乳等及びその代金の受渡しの方法を約定しておかなければならぬ。

2 前項に規定する生乳等取引契約で、生乳等の充買価格若しくは数量又は生乳等若しくはその代金の受渡しの方法がその生乳等取引契約の存続期間の一部について約定されていないものについては、当事者は、その約定されていない期間の開始する日から省令で定める一定期間前までに約定しよとする内容を明らかにして相手方に申し出て、当該期間の開始するまでに成約するよう努めなければならぬ。

(紛争のあつせん又は調停)

第二十条 都道府県知事は、生乳等取引契約に係る紛争につき、その当事者の双方又は一方から政令で定めるところによりあつせん又は調停の申請があつた場合には、その指名した調停員に行なわせなければならない。

第二十一条 都道府県知事は、前条の調停を行なう場合には、その紛争の当事者から意見を聞いて、紛争の解決に必要な調停案を作成しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の調停案を作成するため特に必要があるときは、農林大臣に対し、助言、資料の提示その他必要な協力を求めることができる。

3 農林大臣は、前項の規定による請求に係る協力をする場合において必要があるときは、中央生乳取引調停審議会の委員の中から適当

な者を指名し、その者にその事務を行わせることができる。

第二十二条 都道府県知事は、前条第一項の規定による勧告に係る調停案を作成したときは、これを都道府県知事に提出しなければならぬ。

2 当事者は、前項の規定による勧告に係る調停案を作成したときは、これを当事者に示してその受諾を勧告するものとする。

2 当事者は、前項の規定による勧告に係る調停案を作成したときは、これを都道府県知事に提出しなければならぬ。

2 調停の申請があつた場合には、「及び協定案」を「及び調停案」に改め、同条第一項の規定による勧告に係る調停案に、「あつせんを「調停」に、「及び協定案」を「及び調停案」に改め、同条を第二十三条とし、第三章中同条の次に次の二条を加える。

第二十四条 農林大臣は、生乳等取引契約に係る紛争でこれにつき都道府県知事に對し調停の申請があつたものについて当該都道府県知事からの申出があつた場合において、その申出に係る紛争と同種の紛争が他の都道府県においても發生しており、又は発生するおそれがあり、これらの紛争のなりゆきによつては広範な地方にわたり生乳等の取引関係に重大な悪影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、農林大臣に対し、助言、資料の提示その他必要な協力を求めることができる。

2 農林大臣は、前項の決定をしたときは、遅滞なく、その旨を、当該申出をした都道府県知事及び當

該紛争の当事者に通知しなければならない。

3 都道府県知事は、前項の規定による通知を受けたときは、当該紛争に係る調停を行なつて、すみやかに、農林大臣に対し、当該紛争について処理の経過を報告するとともに、関係書類を送付しなければならない。

2 第二十三条を削り、第二十四条中「第二十二条第一項の協定案」を「前条第一項の規定による勧告に係る調停案に、「あつせんを「調停」に、「及び協定案」を「及び調停案」に改め、同条を第二十三条とし、第三章中同条の次に次の二条を加える。

第二十四条 農林大臣は、生乳等取引契約に係る紛争でこれにつき都道府県知事に對し調停の申請があつたものについて当該都道府県知事からの申出があつた場合において、その申出に係る紛争と同種の紛争が他の都道府県においても發生しており、又は発生するおそれがあり、これらの紛争のなりゆきによつては広範な地方にわたり生乳等の取引関係に重大な悪影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、農林大臣に対し、助言、資料の提示その他必要な協力を求めることができる。

2 農林大臣は、前項の決定をしたときは、遅滞なく、その旨を、当該申出をした都道府県知事及び當

(国内産の乳製品の保管)

第二十四条の四 農林大臣は、牛乳及び乳製品の需給が著しく均衡を失したため、乳業を行う者の經營が著しく困難となり、その事態を放置すれば、広範な地方にわたり生乳の取引価格が低落するおそれがあると認める場合において、乳業を行う者(乳業を行う者に乳製品の製造を委託する農業協同組合及び農業協同組合連合会を含む)が国内産の乳製品で学校給食の用に供することができるものを計画的に保管すれば、当該事態を克服して酪農の健全な発達を図ることができると認めるときは、文部大臣に協議し、かつ、酪農振興基金の意見を聞き、保管すべき乳製品の種類、数量、保管期間その他省令で定める事項を記載した乳製品の保管計画を定めることができる。

2 農林大臣は、前項の規定により乳製品の保管計画を定めたときは、省令で定める手続により、これを公表するとともに、酪農振興基金に通知しなければならない。

3 酪農振興基金は、前項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、農林大臣に対し、第一項の乳製品の保管計画の実施のために必要な債務保証の計画を作成して農林大臣に提出しなければならない。

3 第四章中第二十五条の前に次の二条を加える。

2 農林大臣は、前項の決定をしたときは、遅滞なく、その旨を、当該申出をした都道府県知事及び當

該申出をした都道府県知事及び當

(助成)

第二十四条の五 国は、毎年度、予算の範囲内において、第三条第二項の酪農振興計画の実施、酪農經

團飲用を奨励し、流通の合理化を促進するための援助を行う等必要な措置を講ずるものとする。





昭和三十四年二月二十五日 兼議院会議録第二十九号 公営住宅法の一部を改正する法律案

第十二条第一項中「当該公営住宅の建設」の下に「(当該公営住宅を建設するために必要な土地を取得し、又はその土地を宅地に造成することを除く。以下第十三条第三項において同様とする。)」を加え、「要する」を「要した」に改め、「補助に係る部分を除く。」の下に「(以下第十三条第三項において同様とする。)」を加え、「及び損害保険料」を「損害保険料及び地代に相当する額(地代に相当する額については、土地の取得若しくは使用又は宅地の造成につき、國又は地方公共団体から補助を受け、又は通常の条件より有利な条件で土地の譲渡若しくは貸付を受けた場合においては、政令で定めるところにより算出した額を控除するものとする。以下第十三条第三項において同様とする。)」に改め、同条第一項を削り、同条第三項中「前二項の規定にかかるわらず、」を「前項の規定にかかるわらず、」とし、同条第四項中「前二項」を改め、同項を同条第三項とし、同条の次に次の二条を加える。

2 事業主体は、公営住宅の建設にかかる費用に係る利益金がある場合においては、当該利益金を共同施設の建設に要する費用に充てる等公営住宅の入居者の共同の利便のために使用するよう努めなければならない。

第十三条第一項中「前条の」と「第十二条第二項及び第五項」とし、同条第四項及び第五項とし、同条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項及び同条第四項を同条第四項及び第五項とし、同条第二項の次に次の二条を加える。

3 建設大臣が政令で定めるところにより住宅対策審議会の意見を聞き建築物価の変動を考慮して地域別に定める率を当該公営住宅の建設に要した費用に乗じて得た額を期間二十年以上、利率年六分以下で毎年元利均等に償却するものとして算出した額に修繕費、管理事務費、損害保険料及び地代に相当する額をえたものの月割額が、第十二条第一項に規定する限度と異なる場合は、前項の規定の適用については、当該月割額を第十二条第一項に規定する限度とみなす。この場合において、当該月割額の算出に際し必要な事項は、第十二条第一項の場合の例に準じて政令で定める。

第十三条の二中「事業主体は、」の下に「疾病にかかるつてることその他」を加える。

第十四条の見出し中「家賃以外の金品徴収」を「家賃等以外の金品徴収」等に改め、同条中「公営住宅の入居者から、住宅の使用に關し、家賃を徴収した敷金の運用に係る利益金がある場合においては、当該利益金を共同施設の建設に要する費用に充てる等公営住宅の入居者の共同の利便のために使用するよう努めなければならない。

第十五条中「家屋の内部の」を削り、「その他」を「その他の」に改める。

1 この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行して、命令で定めるところにより、割増賃料を徴収することができる。

3 第十二条第二項及び第十三条の二の規定は、割増賃料について準用する。

第二十二条第一項第二号中「家賃」の下に「又は割増賃料」を加え、同項第四号中「前条」を「第二十一条」に改める。

第三章中第二十三條の次に次の二条を加える。

第十九条第一項中「敷金」の下に「第十七条各号の条件以外の入居者の具備すべき条件」を加える。

第二十条の見出し中「家賃又は選考方法」を「家賃等」に改め、同条中「家賃」の下に「第十七条各号の条件以外の入居者の具備すべき条件」を加える。

第二十一条の次に次の二条を加える。

(收入状況の報告の請求等)

第二十二条第一項の規定による家賃の減免、第十三条の二の規定による家賃若しくは敷金の徴収の猶予又は第二十二条の二の規定によるあつせん、割増賃料の徴収等の措置に関する必要があると認めるときは、公営住宅の入居者の収入の状況について、当該入居者若しくはその雇主、その取引先その他の関係人に報告を求め、又は官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求めることができる。

2 事業主体は、公営住宅の入居者が他の適当な住宅に入居できるよう努めなければならない。

第十四条の見出し中「家賃以外の金品徴収」を「家賃等以外の金品徴収」等に改め、同条中「公営住宅の入居者が前項の規定に該当する場合において当該公営住宅に引き続き入居する」を「当該公営住宅又は共同施設の下に(これらの敷地を含む。)」を加える。

第二十四条第一項中「経過した」の下に「場合において特別の事由のある」を「(当該公営住宅又は共同施設の下に(これらの敷地を含む。))」を加える。

第三十三条第四号中「家賃」の下に「第十七条各号の条件以外の入居者の具備すべき条件」を加える。

附則第四項中「及び第二項」を削る。

○二階堂進君登壇  
〔報告書は会議録追録に掲載〕

○二階堂進君登壇  
〔報告書は会議録追録に掲載〕

正する法律案に関する建設委員会における審査の結果について御報告申し上げます。

公営住宅法は去る昭和二十六年に制定され、すでに七ヵ年余を経過したのであります。この間ににおける社会情勢の変化に伴い、その管理について、公営住宅本来の目的から見て不合理な点も生じておりますので、今回それらの点について改正を行い、管理をより適正ならしめようとするのが、本案の目的であります。

その内容といたしましては、第一に、公営住宅が元来低額所得者のための低賃貸の住宅である点にかんがみ、一定基準以上の高額所得者となつた場合には、その住宅を明け渡すよう努めるべきことを定め、なお引き続き居住する場合には割増し賃料を徴収することができるなどとしたことであります。

第二には、公営住宅相互間における建設年次の差による家賃の不均衡を是正し、適切な維持、修繕をはかるため、建設大臣が住宅対策審議会の意見を聞いて地域別に建築物価の変動に伴う修正率を定め、これによつて家賃の調整をはからうとしたことであります。

このほか、事業主体の修繕義務の範囲の明定、敷金の運用による収益を入れ居者の便益のため還元すべきことを定めること等が、今回の改正の要旨であります。

本法案は、去る二月四日当委員会に付託され、以来、参考人の意見の聴取を行ひなど、前後六回にわたり慎重審議を行なつて參りましたが、その詳細につきましては遠記録を御参照願いたいと存じます。

かくて、討論に入り、日本社会党を代表して武藤武雄君より本法案に反対の討論が行われ、採決の結果、多數をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長(加藤錦五郎君) 採決いたしました。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告の通り可決に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(加藤錦五郎君) 起立多數。よつて、本案は委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

### 日程第十三 塩業整備臨時措置法

案(内閣提出)  
塩業整備臨時措置法案

○議長(加藤錦五郎君) 日程第十三、塩業整備臨時措置法案を議題といたします。委員長の報告を求めます。大蔵委員会理事押谷富三君。

塩業整備臨時措置法  
右  
国会に提出する。

昭和三十四年二月二十五日

内閣総理大臣 岸 信介

塩業整備臨時措置法

(目的)

第一条 この法律は、塩の需給を調査するため、塩業整理交付金の交付等の措置を講じて塩業の過剰生産力の円滑かつ適正な整理を行ない、もつて国内塩業の基盤の強化及び塩専売事業の健全な運営に資することを目的とする。

### (交付金の交付等)

第二条 日本専売公社(以下「公社」という)は、昭和三十四年四月一日から昭和三十五年三月三十日までの間に塩専売法(昭和二十四年法律第百十二号)第十二条第一項の許可を申請した同項の製造者で、当該許可を受けて公社の指定する日までに塩又はかん水の製造を廃止したもの(その者が死亡し、又は合併により解散した場合には、その相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人。以下「廃止業者」という。)に対し、塩業整理交付金(以下「交付金」という。)を交付することができる。

第三条 交付金の額は、その交付を受けるべき廃止業者につき、その製造の廃止の際に当該製造の用に供されている製塩施設の当該廃止による減価をうめるための費用、職金を支払うための費用、当該廃止の際に当該製造の用に供されて当該廃止に伴つて必要とされる退職金を支払うための費用、当該廃止の際に当該製造の用に供されている塩田を他の用途に転用するものとした場合に必要とされる費用のとした場合に必要とされる費用により算定した金額の合計額とする。

第四条 公社は、交付金の額の算定に當つては、第三条第一項に規定する製塩施設の減価の算定の基礎となるべき事項について、あらかじめ二人以上の鑑定人の意見を聞かなければならぬ。

第五条 公社は、交付金の額の算定に當つては、第三条第一項に規定する製塩施設の減価の算定の基礎となるべき事項について、あらかじめ二人以上の鑑定人の意見を聞かなければならぬ。

第六条 公社は、第一条の目的を達成するため必要があると認めるとときは、昭和三十五年四月一日から同年十二月三十一日までの間に限り、塩専売法第十八条の規定にかかるらず、同法第六条第一項の許可を受けて塩を製造する者(以下「塩の製造者」という。)の製造場で

その生産能力が著しく劣ると認められるものにつき、臨時塩業整備審議会の意見を聞いて、製造の許可を取り消すことができる。

第七条 公社は、前項の規定により製造の許可を取り消そうとするときは、あらかじめ当該取消をしようとする者にその旨を通知し、その者又はその代理人の出頭を求めて、公社の指定する職員に聽聞をさせなければならない。

### (交付金の額)

第八条 交付金の額は、その交付を受けるべき廃止業者につき、その製造の廃止の際に当該製造の用に供されている製塩施設の当該廃止による減価をうめるための費用、職金を支払うための費用、当該廃止の際に当該製造の用に供されて

あると認めたときは、その交付すべき交付金の額を決定し、これを当該請求書を提出した者に通知しなければならない。

第九条 公社は、政令で定めるところにより、交付金を分割して交付することができる。

(鑑定人)

第十条 公社は、交付金の額の算定に當つては、第三条第一項に規定する製塩施設の減価の算定の基礎となるべき事項について、あらかじめ二人以上の鑑定人の意見を聞かなければならぬ。

第十一条 鑑定人は、前項に規定する範囲に當該製塩施設の減価の算定方法その他の交付金の額の算定に關し必要な事項は、政令で定める。

第十二条 第二条第一項の規定により交付金の交付を受けようとする者は、公社に対し、その製造の廃止前に、あらかじめその廃止の日を届け出るとともに、その日から二月以内に、政令で定めるところにより、塩業整理交付金交付請求書(以下「請求書」という。)を提出しなければならない。

第十三条 公社は、特にやむを得ない理由があると認めるときは、政令で定めるところにより、前項の請求書の提出期限を延期することができ

る。

第十四条 公社は、請求書が提出されたときは、これを審査し、交付すべ

3  
1 公社は、第一項の期間内において、塩専売法第六条第一項の許可を受けて塩又はかん水を製造する者に対し、その者の製造場でその生産能力が著しく劣ると認められるものにつき、同法第十二条第一項の許可の申請をしたところに、その日から二月以内に、政令で定めるところにより、塩業整理交付金交付請求書(以下「請求書」という。)を提出しなければならない。

2 公社は、特にやむを得ない理由があると認めるときは、政令で定めるところにより、前項の請求書の提出期限を延期することができ

る。

2 公社は、前項の規定により製造の許可を取り消そうとするときは、あらかじめ当該取消をしようとする者にその旨を通知し、その者又はその代理人の出頭を求めて、公社の指定する職員に聽聞をさせなければならない。

3 公社は、第一項の規定により製造の許可を取り消したときは、直ちに、その旨を当該取消を受けた者に通知しなければならない。  
(損失の補償等)

第七条 公社は、前条第一項の規定による製造の許可の取消によつて生じた損失を当該取消を受けた者に対し補償しなければならない。

2 前項の規定により補償すべき損失は、同項の取消によつて通常生ずべき損失とする。

3 第一条の規定による補償金の額は、公社が臨時塩業整備審議会の意見を聞いて決定し、これを当該取消を受けた者に通知する。

4 第五条の規定は、補償金の額の算定について準用する。この場合において、同条第一項中「第三条第一項に規定する製塩施設の減価」とあるのは、「第七条第一項の製造の許可の取消の際に当該製造の用に供されている製塩施設の減価」と読み替えるものとする。

5 補償金の額がその交付を受ける者に第二条第一項の規定による交付金を交付するものとした場合における当該交付金の額に満たない額に相当する金額をこえない範囲内において政令で定めるところにより、より算定した額の塩業整理特別交付金(以下「特別交付金」という。)を交付することができる。

第六条 公社は、前条第一項の規定による納付金を納付するものとす

る。(異議の申立)  
第九条 この法律の規定に基く公社の処分に対し異議のある者は、そ

6 特別交付金の額は、公社が決定し、これを第三項の通知にあわせて通知する。

7 第四条第四項の規定は、特別交付金について準用する。

第八条 塩の製造者(塩専売法第二十条の規定により製造者とみなされる者その他政令で定める者を除く。以下第十一条第一項において同じ。)は、昭和三十五年四月一日から昭和三十九年三月三十一日までの間に公社に納付する塩(同法第十四条第四項の規定により納付があつたものとみなされるものと含み、同法第四十二条第二項の規定の適用を受けて納付するものと除く。以下次項において同じ。)について、一トンにつき二百円をこそない範囲内において政令で定める額の納付金を、その収納代金の支払を受けること、公社に納付しなければならない。

2 公社は、前項の納付金を納付すべき者に対して支払う塩の取納代金から、支払のつど、当該塩に係る納付金に相当する金額を控除することができる。

3 第一条の規定による納付金を納付した者が交付を受ける交

付金(当該交付金の交付の目的に応じその者を通じて他の者が支払を受けるものを含む。)のうち、第三条第一項に規定する製塩施設の減価をうめるための費用に対応する部分の金額に対する所得税法

(昭和二十二年法律第二十七号)及び法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の規定の適用についてとなり、又は第六条第一項の規定により製造の許可を取り消された場合には、公社は、その者に対し、その既納の納付金の額に相当する金額を還付するものとする。

4 前項の規定は、第六条第一項

の規定による製造の許可の取消を受けた者が第七条の規定により受けける補償金及び特別交付金(当該

第五条の規定による納付金を納付する年分又は事業年度分の所得の計算上、総収入金額又は益金に算入しない。この場合において、當

の処分の通知を受けた日(その通知がないときは、その処分があつたことを知つた日)から三十日以内に、書面で、公社の總裁に異議の申立をすることができる。

2 公社の總裁は、特にやむを得ない理由があると認めるときは、前項の期間が経過した後においても、異議の申立を受理することができる。

3 公社の總裁は、異議の申立に対する決定をしたときは、その理由を附した書面により、その異議の中立をした者に通知しなければならない。

4 前項に規定するもののほか、異議の申立、審査及び決定の手続について必要な事項は、政令で定める。

5 前項の事業合理化計画書は、政令で定める基準価格により塩の収納代金を受けるものとした場合に作成して、これを公社に提出しなければならない。

6 特別交付金並びに前項の補償金及び特別交付金に係る所得の計算に關し必要な事項は、政令で定める。

7 前項の交付金のうち、第三条第一項に規定する塩田を他の用途に転用するものとした場合に必要なとされる費用に対応する部分の金額に対する所得税法及び法人税法の規定の適用については、政令で定めるところにより、当該金額のうち、その交付又は支払を受けた日以後二年内に政令で定める資本的支出に充てた金額は、総収入金額又は益金に算入しない。この場合において、当該金額を支出した資産については、当該金額に相当する金額の取得価額がなかつたものとみなす。

8 第二項の交付金の交付又は支払を受ける者が個人である場合は、当該交付金のうち、前項に規定する費用に対応する部分の金額で同項に規定する資本的支出に充てられたなかつたものは、政令で定めるところにより、所得税法第九条第一項第九号に規定する総収入金額とみなして、同項の規定により計算した同号に規定する所得の金額を総所得金額に算入する。

9 第二項の規定は、第六条第一項の規定による製造の許可の取消を受けた者が第七条の規定により受けける補償金及び特別交付金(当該

第五条の規定による納付金を納付する金額のうち、当該製塩施設の減価をうめるための費用に対応する部分の金額に対する所得の計算上、総収入金額又は益金に算入しない。この場合において、當

の交付又は支払を受けた日の属する年分又は事業年度分の所得の計算上、総収入金額又は益金に算入しない。この場合において、當

の交付又は支払を受けた日の属する年分又は事業年度分の所得の計算上、総収入金額又は益金に算入しない。この場合において、當

の交付又は支払を受けた日の属する年分又は事業年度分の所得の計算上、総収入金額又は益金に算入しない。この場合において、當

の交付又は支払を受けた日の属する年分又は事業年度分の所得の計算上、総収入金額又は益金に算入しない。この場合において、當

の交付又は支払を受けた日の属する年分又は事業年度分の所得の計算上、総収入金額又は益金に算入しない。この場合において、當

の交付又は支払を受けた日の属する年分又は事業年度分の所得の計算上、総収入金額又は益金に算入しない。この場合において、當

の交付又は支払を受けた日の属する年分又は事業年度分の所得の計算上、総収入金額又は益金に算入しない。この場合において、當

の交付又は支払を受けた日の属する年分又は事業年度分の所得の計算上、総収入金額又は益金に算入しない。この場合において、當

該製塩施設は、その交付又は支払を受ける日において、その処分見知がないときは、その処分があつたことを知つた日)から三十日以内に、書面で、公社の總裁に異議の申立をして、これを公社に提出しなれば取得されたものとみなす。

該製塩施設は、その交付又は支払を受ける日において、その処分見知がないときは、その処分があつたことを知つた日)から三十日以内に、書面で、公社の總裁に異議の申立をして、これを公社に提出しなれば取得されたものとみなす。

2 前項の交付金並びに前項の補償金及び特別交付金に係る所得の計算に關し必要な事項は、政令で定める。

3 前各項に規定するもののほか、第一項の交付金並びに前項の補償金及び特別交付金に係る所得の計算に關し必要な事項は、政令で定める。

4 前項の事業合理化計画書は、政令で定める基準価格により塩の収納代金を受けるものとした場合に作成して、これを公社に提出しなければならない。

5 前項の事業合理化計画書は、政令で定める基準価格により塩の収納代金を受けるものとした場合に作成して、これを公社に提出しなければならない。

6 特別交付金並びに前項の補償金及び特別交付金に係る所得の計算に關し必要な事項は、政令で定める。

7 前項の交付金のうち、第三条第一項に規定する塩田を他の用途に転用するものとした場合に必要なとされる費用に対応する部分の金額に対する所得税法及び法人税法の規定の適用については、政令で定めるところにより、当該金額のうち、その交付又は支払を受けた日以後二年内に政令で定める資本的支出に充てた金額は、総収入金額又は益金に算入しない。この場合において、當

の交付又は支払を受けた日の属する年分又は事業年度分の所得の計算上、総収入金額又は益金に算入しない。この場合において、當

6

前各項に規定するもののほか、審議会の組織及び運営に関する事項は、政令で定める。

(省令への委任)

第十三条 この法律に特別の規定があるもののはか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、大蔵省令で定める。

#### 附 則

1 この法律は、昭和三十四年四月一日から施行する。

2 日本専売公社法(昭和二十三年法律第二百五十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「及びたばこ耕作組合法(昭和三十二年法律第二百三十五号)」を「たばこ耕作組合法(昭和三十三年法律第二百三十五号)」及び「たばこ耕作組合法」を「たばこ耕作組合法及びたばこ耕作組合臨時措置法(昭和三十四年法律第二百三十五号)」に改める。

第二十七条第一項第七号中「及びたばこ耕作組合法」を「たばこ耕作組合法及びたばこ耕作組合臨時措置法」に改める。

#### 理 由

最近における国内塩業の実情にかんがみ、その過剰生産力の円滑かつ適正な整理を行ひため、一定期間に限り、塩又はかん水の製造を廃止した者に対する塩業整理交付金を交付するとともに、塩の需給調整上必要があるときは製造の許可を取り消すことができるなどとする等所要の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

〔報告書は会議録に掲載〕

〔押谷富三君登壇〕

ただいま議題となりました

した塩業整備臨時措置法案について、結果を御報告申し上げます。

この法案は、まず第一に、塩または鹹水の製造者に、自主的にまたは勧告により一定期間内に製造廃止の許可を申請させ、この許可を受けて製造を廢止した製造者に対して公社が塩業整理交付金を交付することとしたとしており

ます。

第二に、右の自発的または勧告によ

る製造廃止のみでは過剰生産力の整理

ができないと認めるときは、公社は一

定期間に限り塩の製造の許可を取り

消すことができることとし、その取り

消しを受けた製造者に対しては、通常

生すべき損失の補償を行うこととした

としております。

第三に、残存する塩の製造者は、昭

和三十五年度以降四年度にわたり、一

定額の納付金を日本専売公社に納付

しなければならないこととしたとしており

ます。

第四に、塩業者が取得する交付金ま

たは製造の取り消しを受けた者が取得

する補償金等については税制上の特別

の措置を講ずることとしたとしておりま

す。

第五に、昭和三十六年一月一日以降

引き続き塩の製造を継続しようとする

製造者は、別途定める基準収納価格の

もとにおいて健全な経営ができること

を目標として事業合理化計画書を作成

し、これを公社に提出しなければならないことをいたしております。

第六に、公社總裁の諮問機関として、臨時塩業整備審議会の設置について規定いたしております。

本法案は、去る二月二十五日本委員会に付託されて以来、専売事業に関する小委員会において慎重審議を続けて参りましたが、二十四日、小委員長より小委員会における審議の経過を報告した後、質疑を終了いたしました。

次いで、討論に入り、廣瀬委員は、

日本社会党を代表して、本案に反対す

る旨を述べられました。

次いで、採決に入りましたところ、

日本社会党代表として、本案に反対す

る旨を述べられました。

日本社会党を代表して、本案に反対す

る旨を述べられました。

て採決をいたしましたところ、全会一致をもつて附帯決議を付することに決

しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(加藤鑑五郎君) 採決いたしま

す。本案の委員長の報告は可決であり

ます。本案を委員長報告の通り決する

に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(加藤鑑五郎君) 起立多數。

よって、本案は委員長報告の通り可決

いたしました。(拍手)

○議長(加藤鑑五郎君) 認めます。

〔賛成者起立〕

決いたしました。

さらに、自由民主党の西村英一委員

より、本案に附帯決議を付すべしとの

動議が提出されました。附帯決議案の

内容は次の通りであります。

わが国の塩業が整備を受けざるを

得ない事態に立到つたことに付ては

従来政府並に日本専売公社の施策に

欠くる所多きものがあつたと認め

る。

依つて政府並に日本専売公社は今

回の整備に当り既存企業の保全に努

めし止むを得ず整理せられる廃業者

に対するは細心の注意を払い万般の

なきを期すると共に、残存業者に對

しては金融その他の面に於て一層の

協力を援助を行わなければならない。

なお、塩専売事業の健全なる運営

のためには今回の塩業整備のみを以

ては十分とせず、事業全般に亘り再

検討を加えこれが徹底的合理化を図

る必要がある。

日程第十四 国会職員法等の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

〔議長(加藤鑑五郎君) 認めます。〕

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

〔議長(加藤鑑五郎君) 御異議なしと認めます。〕

〔日程第十四、国会職員法等の一部を

改正する法律案を議題といたします。

提出者の趣旨弁明を許します。議院運

営委員会理事三和精一君。

国会職員法等の一部を改正する法

律案

右の議案を提出する。

昭和三十四年三月二十四日 提出者

委員長 江崎 真澄

国会職員法等の一部を改正する法律

(国会職員法の一部改正)

第一条 国会職員法(昭和二十二年法律第八十五号)の一部を次のよ

うに改正する。

〔第一号中「参事、主事」を「參事」に、「常任委員会調査主事」を「及び常任委員会調査員」に改め、同条

第二号中「参事及び主事」を「參事」に改め、同条第五号中「各議院事務局」を「前各号に掲げる者を除く

外、各議院事務局」に、「主事補そ

の他前各号に掲げる職員以外の職員」を「職員」に改める。

〔第二章の章名を次のよう改め

る。〕

〔第四号中「参事及び主事」を「參事」に改め、同条第五号中「各議院事務局」を「前各号に掲げる者を除く

外、各議院事務局」に、「主事補そ

の他前各号に掲げる職員以外の職員」を「職員」に改める。

〔第三条 国会職員の任用は、別に

定のあるものを除き、各本國長

の定める任用の基準に基いて、

これを行う。〕

〔第四条 国会職員の採用は、条件

附のものとし、その国会職員が

六月を下らない期間を勤務し、

その間その職務を良好な成績で

遂行したときに、正式のものと

なるものとする。〕

〔条件附採用に関し必要な事項

又は条件附採用期間であつて六

月をこえる期間を要するものに

ついては、各本國長がこれを定

める。〕

第三章中第六条から第八条まで  
を一条ずつ繰り上げる。

第四章中第九条を第八条とし、  
第十条を第九条とし、第十条の二  
を第十条とする。

第十六条中「第十条の一」を「第  
十条」に改め、「並びに」の下に「  
件採用期間中の職員」を加え  
る。

第六章の章名中「恩給等」を「年  
金等」に改める。

第二十七条中「(第一条第一号)乃  
至第四号に掲げる者に限る。」を  
「(年金等)に改める。

第二十七条中「(第一条第一号)乃  
至第四号に掲げる者に限る。」を  
「(年金及び一時金並びに退職手当)  
に改める。

第三十三条中「資格」を削り、「  
(議院事務局法の一部改正)

第一条 議院事務局法(昭和二十二  
年法律第八十三号)の一部を次の  
ようにより改める。

第一条第一項第三号から第七号  
までを次のように改める。

三 常任委員会専門員及び常任  
委員会調査員

第五条の次に次の二条を加え  
る。  
第五条の二 部には、必要がある  
場合においては、副部長を置く  
ことができる。

副部長は、事務総長が議長の  
同意を得て参事の中からこれを  
命ずる。

副部長は、部長を助け部務を  
整理する。

第五条 裁判官彈劾法(昭和二十一  
年法律第三十七号)の一部を次  
のように改正する。

第一条 裁判官彈劾法(昭和二十一  
年法律第三十七号)の一部を次  
のように改正する。

三 常任委員会専門員及び常任  
委員会調査員

第五条の次に次の二条を加え  
る。  
第五条の二 部には、必要がある  
場合においては、副部長を置く  
ことができる。

副部長は、事務総長が議長の  
同意を得て参事の中からこれを  
命ずる。

第五条 裁判官彈劾法(昭和二十一  
年法律第三十七号)の一部を次  
のように改正する。

第一条 裁判官彈劾法(昭和二十一  
年法律第三十七号)の一部を次  
のように改正する。

三 常任委員会専門員及び常任  
委員会調査員

第五条の次に次の二条を加え  
る。  
第五条の二 部には、必要がある  
場合においては、副部長を置く  
ことができる。

副部長は、事務総長が議長の  
同意を得て参事の中からこれを  
命ずる。

第五条 裁判官彈劾法(昭和二十一  
年法律第三十七号)の一部を次  
のように改正する。

第七条第二項中「参事及び主事  
各四人並びに主事補」を「参事八  
人及び」に改める。

第十八条第二項中「参事及び主  
事各四人並びに主事補」を「参事八  
人及び」に改める。

第十二条第一項中「主事」を「参  
事」に改め、同条を第十条とす  
る。

第十二条中「常任委員会調査  
員及び常任委員会調査主事」を「及  
び常任委員会調査員」に改め、同  
条を第十一条とする。

第十三条第一項中「主事」を「参  
事」に改め、同条を第十四条とする。

第十六条中「第七号」を「第四号」  
に改め、同条を第十七号とする。

第二条 議院法制局法(昭和二十二  
年法律第九十二号)の一部を次の  
ようにより改める。

第一条第一項第三号及び第四号  
を次のように改める。

三 前各号に掲げる職員以外の  
職員

第七条第三項中「第四号」を「第  
三号」に改め、同条第二項を削る。

(国会法の一部改正)

第一条 議院法(昭和二十二年法律  
第七十九号)の一部を次のように  
改正する。

第四条 議院法(昭和二十二年法律  
第七十九号)の一部を次のように  
改正する。

第一条第一項第三号及び第四号  
を次のように改める。

三 前各号に掲げる職員以外の  
職員

第七条第三項中「第四号」を「第  
三号」に改め、同条第二項を削る。

(国会法の一部改正)

第一条 議院法(昭和二十二年法律  
第七十九号)の一部を次のように  
改正する。

第一条第一項第三号及び第四号  
を次のように改める。

三 前各号に掲げる職員以外の  
職員

第七条第三項中「第四号」を「第  
三号」に改め、同条第二項を削る。

(国会法の一部改正)

第一条 議院法(昭和二十二年法律  
第七十九号)の一部を次のように  
改正する。

第一条第一項第三号及び第四号  
を次のように改める。

三 前各号に掲げる職員以外の  
職員

第七条第三項中「第四号」を「第  
三号」に改め、同条第二項を削る。

(裁判官彈劾法の一部改正)

第一条 裁判官彈劾法(昭和二十一  
年法律第三十七号)の一部を次  
のように改正する。

第一条第一項第三号及び第四号  
を次のように改める。

三 前各号に掲げる職員以外の  
職員

第七条第三項中「第四号」を「第  
三号」に改め、同条第二項を削る。

(裁判官彈劾法の一部改正)

第一条 裁判官彈劾法(昭和二十一  
年法律第三十七号)の一部を次  
のように改正する。

第一条第一項第三号及び第四号  
を次のように改める。

改正を行う必要がある。これが、こ  
の法律案を提出する理由である。

【三和精一君登壇】

出席政府委員 農林大臣 外務政務次官  
大蔵政務次官 竹内 勝吉君

建設政務次官 中川 俊思君

實藏君 德安

○朗讀を省略した報告

(法律公布奏上及び通知)

1 この法律は、昭和三十四年四月  
一日から施行する。

2 この法律の施行の際現に各議院  
事務局の参事、主事、常任委員会  
調査員若しくは常任委員会調査主  
事、各議院法制局の参事若しくは  
主事、国立国会図書館の参事若し  
くは主事又は弾劾裁判所事務局若  
しくは訴追委員会事務局の参事若  
しくは主事の職にある者は、別に  
辞令を発せられないときは、同一  
の勤務条件をもつて、それぞれ各  
議院事務局の参事若しくは常任委  
員会調査員、各議院法制局の参  
事、国立国会図書館の参事又は弾  
劾裁判所事務局若しくは訴追委員  
会事務局の参事に任用されたもの  
とする。

3 この法律の施行の際現に改正前  
の国会職員法第一条第五号の職員  
である者は、別に辞令を発せられ  
ないときは、同一の勤務条件をもつ  
て、改正後の同法第一条第五号の  
相当の職員となるものとする。

○議長(加藤謙五郎君) 採決いたしま  
す。本案を可決するに御異議ありませ  
んか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(加藤謙五郎君) 御異議なしと  
認めます、よって、本案は可決いたし  
ました。

○議長(加藤謙五郎君) 本日は、これ  
にて散会いたします。

午後三時五十二分散会

法律

○議決通知

1、昨二十四日本院は科学技術会議議  
員に内海清温君、梶井剛君及び茅誠  
司君を任命することに同意した旨内  
閣に通知した。

法律

○議決通知

1、昨二十四日議長において、次の常  
任委員の辞任を許可した。

外務委員 日野 吉夫君

社会労働委員 山田 順一君

小枝 一雄君



昭和三十四年三月二十五日 衆議院會議錄第二十九号

明治二十五年三月三十日第三種郵便物認可

定価  
一部十五円  
(但し良質紙は二十円)  
(配達料内)  
発行所  
東京都新宿区市谷本村町一五  
大蔵省印刷局  
(電話九段西三丁目)  
販賣部